

この時、幕府のこつた應急策は(一)粥を食して消費を節約す可き事を命じ(二)米糶穀を廉賣し、食品を出して窮民を賑恤し(三)廻米に努力し(四)大阪にて三萬五千石を買上けて之を江戸に廻し(五)酒造を三分の一に制限する等の方法であつた。

以上が、米價問題に關する概略であるが、要するに江戸時代に於ては、米價問題は單純なる物價問題でなくして、純然たる社會問題として現はれたものである事を忘れてはならない。

五、封建政治と農政

以上述ぶる處によつて、江戸時代に於ける商工業の發達の頗る急激であり、同時にそれが遂に社會階級を動かすに至つた理由はほゞ了解せられた事と思ふ。

然るに當時、商工業を下賤なりとする風習去らず、學者また頑として、前節に述べた所謂農本論を主張し、

商人の潰れるこゝは嘗て構ふ間敷也。(萩生徂徠の「徂徠政談」)

とか。または、

國を治むるは百姓を勤めて工商を斥くべし。(山片騫桃「夢の代」)

と云ひ、或は、

商買は嚴くその勢を挫かずんばある可からず。(佐藤信淵「經濟提要」)

など、放言して憚らなかつたので、その結果は、農村經濟上、甚だ不自由の上もなき現象に農民は却つて困窮せねばならなかつたのである。蓋し經濟發達の一大要件たる市場の成立を妨害して農産物の自由なるはけ場を失はしむるに至つた事がその重大なる問題である。

瀧本博士はその「日本經濟史」に於て、

農産物は常にそのはけ場を失ひ、農は凶年にも豊年にも、非常の大困難を來したのである。

乃ち「清異録」には農業を稱して黄金母と云ひ、黄金を生む母であるとしてあつても、その實徳川時代の政策及學者の説では、此の黄金を生む可き母を餘りに大事に仕過ぎて、其あこの交通を遮斷し、監禁して、獨身のおツ母さんに、黄金の子を生まんことを望んだ様

なものであつたのである。是は甚だ無理な注文であつて、黄金母は黄金を生むに生まれぬのみか、後生大事に狭き室内にこじ込まれて、日々益々衰弱を加へて、徳川の末年には殆んど起つことも出来ぬ様な大病に陥つて居たものである。云々

と断じ、かの農本論實行の結果、遂に農民が武家制度を維持する爲めの犠牲となつた事を切論して居る。蓋し至言たるを失はぬ。

然し若し當時に於て、商工と農との接近交通を許し、又到る處に市場の設立を許し、道路の開通を自由ならしめたならば、徳川氏の封建制度は、明治の維新を待たずして疾くに根本的に覆かへされたに違ひない。この點から見れば、前記の學者連が農本論を高唱し、商工と農との連結を阻止しようとしたのも一面の眞理はある譯である。

第八章 農民苦の時代

一、所謂正信主義

■^v戸時代の對農民政策は、度々述べたが如く、一にその封建制度を維持する爲めであつた。従つて所謂その農民愛護の觀念、政策なるものも、實は眞に農民を愛護するに非ずして、その幕政を長く持續せんが爲めの、必要から割出されたものであつたのである。

徳川氏の對農民政策の代表的主張も云ふ可きは、彼の本多正信の正信主義である。それは「本佐録」にして今日に傳へられて居る。曰く

百姓は天下の根本なり。不飢、不寒、困窮せぬ如く養ふ可し。

と、即ち之を要約すれば、農民は農業生産をなすものにて、國の基本であるが故に、この生産

を全からしむる目的上、飢寒に陥らぬやうに養ひ置かねばならぬ。即ち農民の人格、又は其個性を尊重するよりも、寧ろ生産の手段として之を尊重すると云ふのである。又曰く、百姓は天下の根本なり。是を治るに法あり先一人々々の田地の境目を能く立て、さて一年入用の食料だけを残して、その餘を年貢にとる可し。百姓は財の餘らぬ様に、且不足なき様に治むること道なり。

こゝ、以て民政の根本精神を説き、更に、

毎年立毛の上を以て納むる事、古の聖人の法なり。斯くの如く收むる時は過不及無し、又九月十月の間に國の中の道橋を造營して、往還の煩なき様にす可し。入用は公儀より扶持す可し。此外に少も民を使ふ可からず。又田地に無き米を取り、横役に懸て、百姓疲る、時は、田に肥ををする力なく、田畠をかへす事も半作成に依て、物成あしく、此故に國疲れ、民亡び天下國家の費一倍二倍にあらず。其上に民の恨み天に通じ、罪天下一人の身に迫る。天子は百姓を安穩に治る役に、天道より定められて、却て我身の榮華に百姓を疲ら

し、驕を極めて天道に背き、人民に疎まれて、後に必ず其身亡ぶ。云々

こゝ説いて居る。つまり農民を疲弊せしむれば、彼等は資本と勞力と共に衰へて、納税力を減し、爲めに國庫の収入は少なくなる。従つて農民を適當に愛撫して、國家の増收を計らなければならぬ云ふのであつて、極端に、治者階級の打算的見解より出でた農民保護の思想である。

この利己的思想は、敢て正信の言のみではない。現に家康の言としても、「東照官御實錄附録」に、ある時、鷹匠、鳥見の輩が、威福を張りて農民を騷擾せしむるを訴へ出でたるものがあつた處、家康これに對して、

随分威を張るがよし、彼等さへかゝれば、其上つかたの官長は、猶更の事におぢ恐れて、異心を抱くものなし。百姓の氣儘なるは一揆を起す基なり。さればこゝで、鷹匠、鳥見、將た代官等が、非法の舉動するを捨置ば、百姓の難義になれば、難義にならぬ程にして、氣儘をさせぬが、百姓共への慈悲なり。云々

と言つた云ふ事が書いてある。即ち百姓への慈悲は難義にならぬ程度の慈悲で、氣儘をさせる慈悲はよくない。寛嚴よろしきを制す可し云ふ意である。蓋し正信の言も、家康の言と、共にその對農民思想を語りて、餘蘊がないのである。

以て、江戸政府を建設した當時、これを建設した人々の抱いて居た思想精神がよく分明する。然るにこの思想は、星移り、物變りて時代の風潮、經濟的諸現象が變化をしても、何等かわる處がなく、遂に江戸時代が終熄するまで、依然として治政の大方針として存続せられたのである。

松平定信（樂翁公）は、寛政年間の善政家として知られた人であるが、執政なるや、代官の心得可き條々を諭告した。その觸書を見るに、先づ第一條に、

百姓は國の本にて候、百姓の辛苦候を察し、飢寒無之様心を盡し可申候
こありて、正信の言その儘を高唱し、第二條には

百姓の風儀も近年榮耀奢がましく自ら業をも怠り候様、相成候に付、手餘地も出來致し、

手入等等閑に付、地方も多分宜しからざる様に成行候事故、甚以て然る可からず候、右に及び候ば畢竟御代官の面々心得違有故にて候、云々

と述べて、地方政治の手おちを攻撃し、之を戒飾して居るが、その言葉の裏に現はれて居るのは、當時江戸政府が財政困難の極、専ら府庫の收入を圖る爲めの、鞭撻に外ならぬのである。現にその證據には、此觸書に前後して同じく代官に諭達したる心得書を見れば、

御取個（貢租）は以前より減し、村柄は以前より衰へ候、此儀一體奢之風儀、農業疎に致せし故に候に申候得共、是に世話の不行届可有之事、既に諸失却（費用）多分の儀有之候では彌以不行届（第一條）

又御代官は大切の御役柄と申事存可申事には可有之候得共、一體收納を以て御政事向、御仕置向その外御配當御手當、萬事御入用も被辨候、下に取ては下民の盛衰生死も取扱ひ預り候、右の所を掌り候儀は不容易事に候得ば、心の用ひ方も容易なる儀にては不行届の事に有之候、云々（第二條）

こあつて、農民を奢らしめ、その結果農事を怠慢せしめ、引いて府庫の収入の残少となりたるは、全く代官の責任なりとて、大に之を督勵して居るが、これも全く政府の都合をのみ考へ、一に財政の窮乏を整さんと計つたもので、その表面に聲明する處は、誠に立派であるが結局は所謂正信主義の提唱に外ならぬのである。

尙この正信主義が最後まで、徳川氏の中心思想であつた事を證明する材料は、いくらもあるが、土井大炊頭が、その所領古河へ歸省の折、家老連を呼び出して告げた言葉は、露骨にして、その最も眞をうかつて居るものであらうと思ふ。曰く、

権現様（家康のこと）時代には、毎年御代官衆をして、その支配所へ御暇被下候節、何れも御前へ召させられ、御直の御上意ありて、郷村百姓共をば、死なぬ様生きぬ様にと合點して、收納申付候様に、仰せ付けらるゝ事にて候、然るに先年我れ當地を拜領の節は、何れの郷村に於ても百姓の住宅に家らしき家は一軒もなかりしに、此度歸來して所々を巡視すれば、何れの村々にても一廬の家作りの百姓相見え候ば不審に思はるゝなり。若し生

き過ぎたるには無之候哉、云々（地方落穂集）

こゝ、何ぞその無慈悲の甚だしき、殆んど亂暴千萬の沙汰である。而もこれが徳川氏の對農思想の中堅をなして居たのであつた。又以て如何にこの時代の農民が、いたましい状態に置かれたかを想像することが出来る。

二、武家の對農民思想

爲政者の思想が、既にかくの如くである以上、徳川氏のとつた政策が、その末節に於て、農民に對して亂暴であつた事は想像さるゝ。

従つて偶には、幕府にも諸藩にも、明君賢相の出づることあつて、眞に農民の休戚を思ひ撫育の主旨に由つて支配した場合がない事もないが、然し上述の思想殆んそ武士全體の思想に深く喰ひ入つて居たので、遂に下々にまで徹底するにいたらず、何等農民の生活の上には影響する處なかつたのである。

而してこの思想のよつて来る處は、前述の如く封建制度の根本なる、農民は土地の附屬物にして、彼等は單に米穀を作り出す要具に過ぎずと考へて居た事である。故を以て徳川氏及御大名が、百姓を愛護せんとした場合があつたならば、そは彼等が米穀を重んずるからで、即ち米穀を重んずるの餘り、それを生産する道具である處の農民は大切にせなければならぬと云ふ事に歸着するのである。

この點に立脚して、この時代の政策は、總て定まる譯であるが故に、政府は農民の生活にまでも立入つて干渉を加へた。これに就ては、或は農民保護の政策に出づるので、決して之を抑壓したのではなく、寧ろ農民の階級的地位を認め、その個性の獨立を認め、之を愛撫保護するが如き考へであつたらしいと云ふ人もある。(中村孝也氏「江戸時代に於ける農民愛護の思想」)

勿論それも一の見方ではあるが、然し乍ら江戸時代の武家の對農民思想と云ふものは、上述の如く、農民を牛馬犬豕と等しく見るに云ふ點に存したのである。つまり階級を飽くまで

も維持するに云ふ政治並びに社會制度の必要上、事ここに出でねばならない譯であつたのである。

尤もこの農民の生活等にまでも干渉を加へたに云ふ事は、所謂封建制度の原則たる前述の「らしく」するに云ふ點からでもあつたが、兎も角相當に嚴重な干渉を加へたものである。今その食物に對する制限のみを擧げて見るに、左の如きものである。

(イ) 寛永二十年に出た觸書の内

- 一、百姓之食物、常々雜穀を用べし、米糶に不食様可被申聞事
- 一、在々所にて、鱧鮓、切素麵、蕎麥切、饅頭、豆腐以下、五穀之費に成候間、商賣無用之事

- 一、在々所にて、酒一切作るべからず、並他所より買入商賣仕間敷事
- 一、市町へ出、むざと酒のむべからざる事

(ロ) 慶安二年の觸書の内

一、百姓は分別もなく、すゑの考もなきものに候ゆゑ、秋になり候へば、米雜穀をむざと妻子にも喰はせ候。いつも正月、二月、三月時分の心をもち、食物を大切に仕べく候に付、雜穀專一に候間、麥、粟、稗、菜、大根そのほか何にも雜穀を作り、米多く喰つぶし候はぬやうに仕べく候。饑饉のときを存出し候へば、大豆の葉、小豆の葉、小角豆の葉、芋の落葉なき、むざと捨候義は勿論なき事に候。

一、家主、子供、下人等迄、不斷はなるほど疎飯をくふべし。但、田畑おこし、田を植、稻を刈、一入骨折申じぶんは、ふだんより少し食物をよくつかまつり、澤山にくはせ遣せ申べく候。其心付あれば精を出すものに候事

(ハ) 寛文六年の下知狀の内

一、百姓食物之儀、常に雜穀を用べし。米^〇糶^〇に^〇不^〇可^〇食^〇之。佛事祭禮等に^〇至^〇迄、不^〇應^〇其身^〇不^〇可^〇致^〇結構^〇事

(ニ) 天和二年越後國高田領神家庄高梨郷高梨村五人組帳、並に天和四年武州多摩郡柚井領

館村五人組帳

一、食物之儀、耕作之時分は各別、常には雜穀を用ひ、米を大切に可^レ仕候事

一、市町に出、大酒飲申間敷候。並、往還之道に而、鬭爭喧嘩口論仕出、何に而も無作法成儀仕間敷候事

(ホ) 元祿六年、武州多摩乘願寺村五人組帳前書

一、喰物之儀、常々雜穀を給可^レ申候。米大切に可^レ仕候。身代不^レ成百姓有^レ之候て、御年貢米收納罷成間舗^〇見^〇及^〇候は、名主、五人組と押置、糶に遣はせ申間敷候。若不せんぎにいたし、御年貢皆濟不^レ罷成^〇候は、名主、五人組辨納可^レ仕候御事

(ヘ) 元文三年、武州豊島郡大久保新田五人組帳

一、毎年百姓夫食、可^レ成類貯置、凶年の節、夫食等相願不^レ申様に常々心掛可^レ申事

この米を尊重する觀念は、前述の如く當時總ての經濟的關係が、米を中心にして營まれたからで、同時にそれに對する諸設備が不備を極め、(交通機關や倉庫等)若し一朝凶作に際會

すれば、手を束ねて飢餓に陥るこゝが多かつたが故、常にこれを尊重して、萬一に具へなければならぬ云ふのであつた。(この事は、政治家が常に注意を與へ置く可き事で、何等不思議とする處でもない)而もこの事は、農民にのみ強要されたのであつて、他の階級、即ち、武士や町人の如きに對しては何等法令を以て制限する處はなかつたのである。如何に幕府が農民を馬鹿者扱ひにしたか、判る。

而してこの生活に對する制限は、決して食物のみに止まらなかつた。即ち

- 一、瓦葺の住居を禁じたる事
- 一、衣服は木綿ものに限りたる事
- 一、薬にて髪を結ぶ可き事
- 一、嫁入りなどに乗用無用たる事
- 一、荷鞍に毛氈を掛けて乗用す可らざる事
- 一、娛樂遊戯を禁ずる事

一、農村にて遊藝を禁ずる事

なき各般に涉つたが、更にかの有名なる慶安の御觸書には、

みめかたちよき女房成共、夫の事をおろかに存、大茶をのみ、物まいり、遊山、すきする女房を離別すべし。

さて家庭生活にまで、その干涉の手を伸ばして居る。これでも武家の思想が農民を愛護し、之を人間なみに取扱つたもの云ふ事が出来るであらうか。

三、學者の警告

此等爲政者は勿論、武士階級の人々が、農民を冷眼し斯くの如き政策をとりたるに對して當時の識者の中にも、この點を指摘したるものが尠くない。即ち關東に於ては田中丘隅、關西に於ては熊澤蕃山の二人で、共に武家階級の農民に對する思想の酷薄なるを説いて居る。この二人の所論を紹介して置かう。

田中丘隅は、享保年間、幕府の支配勘定並になり、武藏數萬石の地を支配し、農民の實情に精通した人である。その著「民間省要」に於て彼は時弊を指摘し、農民の疾苦を訴へた。曰く

百姓と言ふ物、牛馬に等しく、辛き政に重き賦税をかけられ、酷き課役を當てらるゝといへき、更に云ふ事ならず。是が爲めに身代を潰し、妻子を賣り、或は疵を蒙り、命を失ふ事限り無しといへき、不斷、罵詈擲に逢ふて生を過す。如何様の非道をしても、官人になれば、一俵の米を取ても君風に誇り、民家へ出ては能く百姓を睨むにかゝむのみなり。之、農民が壓制を受けて卑屈なる状況を叙し、更に當時の農民が、驚く可き貧乏に悩みつゝ、あつたこゝを叙しては、

田方に生るゝ百姓は、糶炊にしても米を喰ふ事あれども、山方、野方に生れては正月三ヶ日といへども米を口に入るゝ事なき所多し。粟、稗、麥なき食に炊くても、菜、蕪、干葉、芋の葉、豆さ、けの葉、その外あらゆる草木の葉を糧として、穀物の色は見へぬばか

りにして、而も朝夕飽く程の事なく、漸く日の中一度宛ならでは、是を喰ふことなく、餘は前に云ふ粥の類にて日を送る。朝夕の膳などに坐ると云ふ事もなく、少し物をたべれば蟹の泡の如くなり、茶をいくらも汲飲んで足れりこす。斯く恐ろしき物を食して、而も明七つより起きて骨を折り、夜九ツまで働きて繩をない、草鞋を造る。其辛苦常ならずは一日も其内に住者あらんや、都に育ちては今様の咄しだに、一生耳に聞く事もなき人は誠に思はじ。都人にかゝる食事をあしらへば、鐵丸を食す云共、一日も喉には入らじ。と嘆じ、かくて

世を覆ひ國を治る人は、心を留て是を聞き給はば、民を憐む助ともなりなん。この外國々を渡り、衣食住の衰さをいはば、誠に涙もとゝめ難し。と警告して居る。

これは丘隅が、關東の農民を見て立論したのであるが、熊澤蕃山は、主として關西の農民を見て、その境遇に無限の同情を表した。彼の書「集義外書」には、先づ

今の世の武士の情は、民に不仁なるを以て其道を得たりとし、仁なるをば其道を不_レ得_ニす。たまく_レ民に憫みある人あれば、大にそしり怒りて、「慈悲に過て百姓のみを恵み、家中にはおろそかなり。事あらば百姓のみ用に立べし」_ニ嘲り、「百姓は富て奢_レ」_ニいひ、饑饉凶年にて、民に飢へたる色あり、奉公をのぞむ者、男女となく道路に滿ち、「給分とらず共仕へん」_ニいへども、抱へ置く者もなし。乞食、捨子多きを見ても、不便とはいはず。國主郡主、仁君にて、飢へを助け給ひ、もしは蕨の根を掘り草を食す_ニいへども、乞食に出るもの見へざれば、「百姓共たくはへあれども、なき言にならずと云ふ」といひなせり。民はいかなる仇敵の末にてか、かく憎まるゝならん。昨日けふまで同じ様に百姓を憎みし者も郡奉行、代官_ニ成て、目に近く民の困乏を見ては、あはれむ心出來て、昔の心を變ず、然れ共、多くの侍輩、組頭、用人の歴々に憎まれては、あしき故に、不便_ニいひながらも、無_ニ是非_ニ人情_ニにしたがふ_ニ見へり。

述べ、更に

百姓は年中辛苦して、作出したるものを、残らず年貢に_ニさられ、其上にさへた_ニずして、未進_ニなれば、催促をつけられ、妻子をうらせ、田畠山林牛馬までをも、賣らせて取らるれば、其の百姓をやぶりて流浪し、行方なきものは乞食_ニなり、たまく_レ村里にはさまり居_ニいへども、凶年には餓死をまぬかれず、甚しきものは、有無の差別をも知らず。水ぜめ、簀巻、木馬などの責めをなす。これによりて病つきて死し、或は病苦になりて用いたざるもあれども、いむ事なれば訴へもならず。凶年にて百姓の迷惑する時には、よき田地、山林、屋敷等を、下直に買得しなどして、富人はいよく_レ身代宜しくなるものあり。村里かじけて、取るべきやうなくして、免を下ぐれば、富人も諸百姓につれて共に免下がりて、ますく_レ富有なり。此富有の民。五十家、百家の中に、一_ニ二家有を以て、百姓ゆるやかにて奢_ニいへる成べし。豊年には薪薬を賣り、木の實なきを賣りて、何ぞの祝儀事には、酒肴を求る事あり。大勢の事なれば、一村より一_ニ二人づつととも、城下の町にて見る時は、多きやうなり。此等を見ても、百姓は蓄へ有やうにいへり。彼も人なり。かやう

の事までも、ならざるやうに思へるは、あまり不仁なり。春より冬にいたり、明くるより暮るるまで勞苦して、武士を養ふ者なれば、少し酒肴にても求むるを見ては、悦べき事なるを、武士の心くだりて賤くなりたる故なり。若き人は、幼少より見習ひ聞置きて、たゞ如此もの思へり。心をつけて省みれば、恥かしき事ならん。風俗いやしき故なり。歎かしき事ならずや。

と、正に農民貧窮の様、目に見える様である。

丘隅の叙述は頗る辛辣な書き方であつて、蕃山の説く處は、有りの儘である。而して兩者共に、かく意見として之を廣く公表した所以のものは、かく無告の境遇に沈淪する農民に無限の同情を寄せ、爲政家に反省を促さうと欲したのである。

以て如何に當時、幕府並びに諸藩府の農民に對する政策、措置、及び思想に於て、冷膽冷酷なりしかを察するに足るであらう。

尙以上の事實は、一學者が之を指摘したるに止まらず、その他の學者文人が、之を憤慨し

て、諸種の文献を残して居るが、更に筑前の老農にして、實際家たる宮崎安貞も、その「農業全國」の中に、

夫、農家にかぎりて、富る者はまれにして貧しきものは多し
と記し、その悲惨なる狀況を述して居る。

即ちかゝる謬りたる對農民思想、農民政策の爲め、如何に農民が悲惨なる、痛ましき境遇にあつたかに就ては、勿論述上の諸文献によりて、充分に盡されて居るが、私は更に進んで當路者への反省の爲めでなくして、單にその狀態を、寫生したる諸種の文献を御紹介せねばならぬ。かくして如何に江戸時代の農民が悲惨なりしかを縷述する處あらう。

四、農民の慘狀

軍事を根本思想とする江戸時代に於て、農民が憐む可き取扱を受けて居た事は、今更怪むに足らざる事である。

然しながら當時農民の狀態は、余りに悲惨であつた。前述の如く、彼等は農村以外に出づる事をさへ制限せられ、激しい輕蔑を受け、全く牛馬同様に取扱はれたのであつた。而してそれに就ては、前節に幾多の文献を引證する處あつたが、更にそれが一局部又は、關西の一部分を云ふのでなく、全國的であつた事は、大阪の儒者中井覺庵が、之を述べて居る——當時、近畿地方は比較的富裕であつた——。

民草のこゝしけき見るもなかくむつかし、かやが軒ばに雨も嵐もふせぎかね、わがこもだれのうち煙にふすほり、打ぬるも牛馬に床をならべ、妻なごは蓬の頭かきみだせる、たゞ聲のみぞおのこならぬ兒のおほきなる、たなつものも公にいだし盡くせずその味を知ることなし。きぬをるこころも糸のいろいろや麗はしく織成しつゝも、直いやしくして上へ召され、あきう人の賣るも其幾分をか上へさゞれば、残るものいくばくぞ、さておのれはつゞれをきたり。さる上に寒へたり、こゝのわだちかしの公事云ふ事さへ加はれず遂に頭の霜をのみ我がものこして、おもひ出もなき世を渡るあり 云々

これは彼の著「こはすかたり」の一節であるが、つまりは家は破れ、煙にくすほりて見る影もない家に、農民は牛馬をならべ、妻なごは髪ふりみだして聲のみによつて男か女かが判断する云ふ有様で、米の如き年貢に出して了つてその味を知る事も出来ぬし、蠶を買つて織物が出来ても、直ちに上へ召あけられて、自分はつゞれを着て常に寒さにふるへて居る云ふのである。

この「こはすかたり」の一節と、前節に引いた田中丘隅の「民間省要」に描かれたる處を相比すれば、農民階級の慘狀は、最早蛇足を加ふる必要がないことと思ふ。

されば農民の中には、耕作を廢して、都會に走り、日傭夫となり、或は商人となつたものが尠くなく、爲めに農村の疲弊を來たした。例へば、荻生徂徠の政談に云ふ。

總て百姓の奢盛成より、農業を壓ひ、商人となるこゝし、近來盛にて、田舎こゝの外衰微す。こか、又は同人の「太平策」に云ふ、

農民も立替りの奉公人に來りて、直に留りて日雇を取、捧手を振り、直に御城下の民みな

る者、日を追ひ年を追て夥しく、今己に廣さ五里に余り、屋家の稠密いふばかりなし。こか、或は新官涼庭の「破れ家のつゞくり一に

近來何れの國の人民も、百姓家にそだちたる輩ら、町人の榮華をうらやんで、やゝもすれば、商人になるもの多し。百姓減して商人ふへるは、日本國中の損失にて、自國ばかりの損失にあらざるなり。

と説かれたのは、それである。

かく農村の疲弊甚だしくなつた事は、これを財政經濟上唯一のものとして居る幕府又は諸藩府にまつては、一大威脅でなくてはならぬ。即ちこゝに於てか、彼等はあらゆる策を以て農村を振興し、農民を慰撫せんとした。これが今日より見れば、一種の農民愛護策であるが然しそれは實に、「困まるからだましますかす」と云ふのを原則とするのである。決して根本より農民を愛護し、その人格を尊重しよう云ふのではないのである。

慶安御觸書や、其他は、實に政府が當時、あわてゝ出した農村振興策のよい例である。そ

の一部をこゝに掲出して置く。

一、耕作に精を入、田畑の植様、同く拵やうに念を入、草はえざるに仕るべし。草を能く取り、節々作の間へ鍬入を仕候へば、作も能出來、取實も多これあるに付、田畑の境に、大豆小豆なご植、少たりこも仕べき事、

一、朝起いたし、朝草を苜、晝は田畑耕作にかゝり、晚には繩をない俵をあみ、何にても、それ〴〵の仕事、油斷なく仕る可き事、

一、萬種物、秋初に念を入擇候て、能種を置申べく候、惡しき種を蒔候へば、作毛あしく候事。

一、正月十一日前に、毎年、鍬のさきをかけ、鎌をも打直し、能きれ候様に仕るべし。惡き鍬にては、田畑おこし候に果敢ゆき候はず。かまもきれかね候得ば、同前之事、

一、百姓は肥灰調置候義專一に候間、雪隠ひろく作り、雨降の時分、水入ざる様仕るべし。それに付、夫婦かけむかひのものにて、馬をも持事ならず、こえため申儀もならざるもの

は、庭の内に、三尺に貳間程に掘り候て、其中へはきだめ、又は道の芝草をけづり入、せ
ゝなぎの水をながし入、作ごえをいだし、耕作へ入申べき事、

一、作の功者なる人に聞、其田畑に相應したる種をまき候様に、毎年心がけ申べき事。附り
しつけみに作り候て、能きものあり、又つくりにしつけみを嫌ふつくりもあり、作に念入
候へば、下田も上田の作毛になり候事、

一、所にはよるべく候得きも、麥田になるべき所をば、少しなりこも見立申べく候。以來は
れんれん麥田に成候へば、百姓のため、大きな徳分にて、一郷麥田を仕立候得ば、隣郷
もその心付これあるものに候事、

五、農民は輸租機械

江戸時代に於て、農民より租税をこる事が、最重要の問題であつた事は、度々述べた處に
よつて諒解せられたこころ思ふ。従つて農民がその領主に對する所謂御奉公なるものは一に

この納税義務を遂行する事であつたのは申すまでもない。

大宰春臺の「經濟錄」に、

凡農人は君より田地を受けて耕作し、租税を上へ奉る。

こあり、又

凡天下の人は皆王者の民なれば、租税を出し、御役に使はるゝは民の道なり。

こあるのや、「三野元密伍家制令詳解」に

郡村互に義道ミを以て睦み合ひ、定まれる貢を献し、國家の安全を祈り奉るを百姓の忠
義と云ふなり。

こあるもの、又箕豊昌の「農家慣行上篇」に、

公役年貢等の事は、至極大切の義なれば、佛神に祈り、間違なき様眞實に勤、組下の百姓
中へも自の行を勵まし、己が誠を知らす可し。

こあるの等は、孰れも納税義務が、農民の本務である様に説いた處の文献である。

之を要するに江戸時代に於ては、武家階級が、農民から租税を徴収する處の權利は、實に彼等の生命に關する最も重要なものであつた。従つて彼等が農民を酷使するのも、亦愛護するものも、その中心思想は、この自立存亡の必要に云ふ事であつて、總てそれから割出されて居るのであるから、農民こそ實によい面の皮である。

然し徳川氏の政治は、表面總て仁政であつた。悪く云へば仁政の假面を被つて、農民を搾取した政治であつた。故に總てその法令等に述ぶる處は、例の農本主義で、萬民愛護の理想的文字の羅列であつた。之を慶安の御觸書中、課租の手續を示した條に於ても、それをよく讀む事が出来る。

一、年貢を出し候儀、反別にかけては一反に付何ほど、高にかけては一石何ほど、割付差紙地頭代官よりも出し候、左候得者、耕作に精を入れ、よく作り、取實多くこれあれば、其身の徳に候、悪候へば、人しらす身上のひげに候事、

一、御年貢皆濟の砌、米五升、六升、一斗につまり、何ごも仕るべきやうなき時、郷中を借

りあるき候へきも、皆濟時分たがひに米これなき由、貸さざるによつて、米五升、一斗に子供又は牛馬も賣られず、農道具、きる物なき賣らんごおもへば、金子一分にて仕立候を五六升に賣るも苦々敷事に候、又賣物持申さざるものは高利にて米を借候ば、いよく失墜なる事に候。地頭代官より割付出候はば、其積を仕、不足に付ては、まへかど借り候て濟べし。前かぎは借物の利足をやすく、賣物も思ふまゝなるべし。尤、納べき米をも早く納べし。手前に置ほど鼠も喰、盗人、火事、其外萬事に付、大きな損にて、靱をば能ほし候て米にするべし。なまびなれば碎候て、かん米立候。よくく心得あるべき事、

一、身持を悪敷いたし、其年の年貢不足に付、たごへば米を二俵ほど年貢に出し、其利分、年に積り候へば、五年に元利の米五俵になる。其時は身體を潰し、妻子を賣り、我身をも賣り、子孫ごもに永く苦む事に候。此義を能く考へ、身持を仕る可く候。まへかぎ米二俵のじぶん、かのやうに存候へきも、年々の利分つもり候へば、かくのごとくに候、扱又何ごぞいたし、米を二俵ほご求め出し候へば、右の利分くはへ、拾年目に米百十七俵もち候

はゞ、百姓のために其有徳なる事、これなき也、

これを見れば、表面は誠に善意であるが、その實は、申す迄もなく、一圖に租税徴收の利己的理由によつて農民を誘ふものであると云ひ得る。

藤森弘庵が「新政談」に於て、

百姓は只年貢用金を取立候ための者このみ心得候類多く候故、人民一般困窮に及び申候。と論じたる、又本多利明が「西域物語」に於て、

胡麻の油と百姓は、絞れば絞るほど出るものなり。

と説きたる、或は佐藤信淵が、租税を「免」と云ふにつきて説明したる一文中に、

免とは、取るだけを上へ取つて、その餘りを百姓へ免るし遣はすの義なり。

とあるのなどは、孰れもその激しき搾取態度を物語つて居るものである。瀧本博士がこれを評して、

宛も今日の社會主義者が、剩餘價値の掠奪者として攻撃しつゝある剛愎非道の資本家より

は尙一層甚だしきもの云々、(日本經濟史より)

と云ふて居るのも無理ではない。斯かる次第であるが故に、江戸時代の税制は五公五民と云ふ輕からざる負擔であつたのに、その實際上の取扱に至つては、尙更に頗る苛酷なものであつたらしく、農民は全く泣く事も出来なかつたものらしいのである。

殊にかの檢見取の如きに至つては、之に従事する役人の手心次第、寛嚴如何様にも出来ることであつて、表面に定めある取個はさう云ふ事になつて居ても、實際の取扱は輕くすると重くするとも、役人の勝手になるのであるが故に、取個の定めよりは寧ろ取扱如何の方が農民の運命を決する重大問題であつたのである。

然るに當時地方官と云へば、一般に百姓を虐待し、出来得る限り絞り取る事を以て、上に對する御奉公の心得、その上官また、それ等の者を忠義者として信任するの傾向があつたから、農民の苦痛は、彌が上に甚だしからざるを得ないのである。

かゝる政策が、全國的であつた結果、その爲め諸種の惡現象が生じたのは勿論の事であつ

て、即ち(一)農民の疲勞(二)肥料其他の手當の不行届(三)生産の減少等は、前節にも述べたるが如く、元祿以後爲政者が大焦りに焦らねばならなくなつた程、政府及諸大名の財政に影響を與へて來たのであつた。

然し政府及諸大名も、その財政難の結果、その根本策に就て考慮を費すことをなし得ず、依然として重税を以て農民に臨んだので、幕末になると、上田は下田に變じ、下田は遂に荒地に變ずるが如き有様を呈し、農村爲めに驚く可き衰微を呈するに至つた。

然るに當時の政治家は、これを以て全く農民が力耕を壓ふて商人に成るの事實に歸し、この自然的變化に對して逆に掉ささんとしたが如きは、血まよふも甚だしと云ふ可きである。

六、農民の積極的抵抗

農民の苦しみ、——働いても働いても農民は幸福なる生活を營むことが出来ない。江戸時代の勞農階級は、みじめなるはない。而もその苦しみから遁れ、その苦から脱せんとする

の道は、彼等には全く與へられて居ないのである。かくしてたゞ些かにても、彼等が驥足を伸ばさんとするれば、「百姓の分際にて」と云はれ、壓迫が直ち頭上に落下するのである。即ち彼等が自ら慰するの途は、たゞ一圖に「あきらめ」があつた許りである。

然るに時にはその「あきらめ」さへも出来ない場合が生じて來た。即ち誅求の爲め、又は凶作の爲めにて、その生きる事さへ出来ない云ふ場合に遭遇した時である。

これに對する彼等の對策は、たゞ二つの極端の道より外になかつた。而してそれは(一)積極的抵抗(二)消極的抵抗、即ち(一)は暴力的抵抗であり、(二)は無抵抗であつた。

積極的抵抗、暴力的抵抗とは何ぞ、所謂農民一揆である。消極的抵抗、無抵抗とは何ぞ。所謂飢餓である。而してこの極端なる二つの對策が實に不完全ながらも、彼等を領主の誅求武士階級の壓迫からまぬがれしむる悲愴なる事實であつたのである。

本庄博士は、「當時農民は租税を搾り取る機械の如くに考へられたものであり、彼等は常に負擔の過重に苦んだものであるが、天恵の少なき場合には、屢々凶歲となり、飢饉の襲ふ處

こなつて、餓季路上に横はるの慘狀を呈したこゝが少なくなかつた。かゝる場合に爲政者が適當の處置をとらず、又平素農民が彼等に對して不平不満の念を有するときは、これを機會として百姓一揆が爆發した」と説いて居られるが、この一揆は實に彼等が、遂に抑ゆる能はずして暴發するものであつて、江戸の中葉以後に於ては、その例、却々尠くない。

百姓一揆は實に、江戸の後半、こゝに正徳享保頃から幕末へかけて頻發せし重大な社會現象であつて、その原因は必ずしも同一でないが、その性質は悉く之を同一に見なし得る。而してその先驅となつたものは、かの有名な承應二年、下總に於て起つた木内宗吾の事件である。

一體この佐倉に起つた木内宗吾の事件は、當時佐倉の城主堀田侯の奸臣が、凶荒に對する常備倉庫の設置を名こして、家屋税、人類税その他諸税の新税を課して、農民を苦しめたのに起因し、遂に名主木内宗吾の驟起によつて一騒動がもちあがつたのである。世に云ふ佐倉騒動なるものであるが、而もこの事件が、實にその後諸國に蜂起した百姓一揆の標本こなつ

たもので、農民は奉行又は代官等の横暴苛酷の處置に逢ふ毎に、相互に一致結合して、懇訴歎願し、若しき、届けられざるに於ては、勢止むを得ず、竹槍簾旗の大騒動を演出するに至つたのである。

かくして百姓一揆は、全國各地方に數々行はれたが、その中に於て、特に重大であつたのを擧ぐれば(一)津山一揆(二)淺川騒動(三)久留米騒動(四)飛彈一揆(五)山形一揆(六)紀州一揆(七)江州一揆の七つであらう。今私はそれに就て簡単に説明する。

(一)津山一揆——は佐倉騒動の後ち十餘年目、即ち享保十二年十二月に作州津山領に起つた騒動で、久世村外數ヶ村の農民八千人、領主に恨みあるに付、公儀へ直訴するに聲言し、一同勢揃ひをなして、城下に押し寄せんこしたのであつた。勿論津山藩の武士の爲め途中に於て挫折せしめられたが、郷中の米倉を封印し、大阪への廻米を差押へ、庄屋の家に闖入し質屋酒屋の富者の家を脅迫したので、一時は國中の大騒動こなつた。

「月堂見聞集」によれば、犯罪人として檢舉せられたのは約四百人で、うち百三十人は獄門

五十人は磔刑に處せられたと云ふ事である。然しその「殿様へ御恨在之由」に云ふ。その恨み云ふのが何であつたかは傳ふるものがない。

(二) 淺川騒動——は津山一揆に去るに三十一年後、即ち元文三年に、奥州岩城平の城主内藤備後守(七萬石)の領内に起つた大一揆である。原因ははげしい虐政——それも十分の九半なき、云ふ極端の率によつて徴税し居りたる上、元文三年より、更に高百石に就て金一兩三分宛、向ふ七年間繼續して上納す可きを命じ、その他諸種の雜税を取立てたる上、之に對して嘆願等の舉に出づるものあれば、之を獄舎に投ずるなきの亂暴な政治をやつたからで、領内各郷村の百姓八萬四千六百餘人、結束して平の城下に押寄せたのであつた。

殆んど領内を擧げての一揆であるから、流石の武士も全く齒が立たず、役所を焼かれ、御用藏を奪はれ、獄屋を破壊され、遂に城をこりまかれて、有名横暴領主も百姓の請願全部を容るゝより外途がなかつたのであつた。

(三) 久留米騒動——は寶曆四年、久留米有馬藩に起つた騒動である。淺川騒動も大きかつ

たが、この騒動はまたそれより更に大きく参加の郷村二百餘村、百姓の總勢十數萬人——「列侯深秘録」には十六萬八千三百人あり——に及んだと云ふのである。事の起りは勿論領主の虐政で、おそろしく激しい税を取立てた許りか、寶曆四年には更に領内の男女一人に付、毎月錢四文宛の人頭税を上納せしめんを企てたからであつた。

この騒動は、頗る秩序整然たるもので、狩獵に事よせて、藩府より鐵砲をかり出し、且兵糧までも用意して、一時に勃發したのであつたが故に、藩府にては狼狽措く處を知らず、遂に百姓の願意を容るゝより他に道ないことゝなつて了つた。

(四) 飛彈一揆——世に飛彈一揆と稱せらるゝのは安永二年と安永六年に二度起つた。一は飛彈の郡代大原某の支配下の農民等、大原の苛政にたえ兼ねて起したので、これは不成功に終つて、多數の就刑者を出し、二はこの大原郷を境する信州高井郡及水内郡の百姓、年貢の事にて請願ありきて騒動を起したのであつたが、これ亦不成功に終り、數人の就刑者を出して落着した。

(五) 山形一揆——これは享和元年のこころであるが、その暴動の範圍の擴大であつた點に於てまたその日數の長かつた事に於て、前後比なかつた許りでなく、更にその明確な原因が不明、その發頭人が何人であるや不詳と云ふ點に於て、頗る珍らしい一揆であつた。山形侯秋元但馬守が其筋の差出したる届書によれば、

近比羽州邊、米直段高直故、買占め置候者も可有之哉と相疑、米商賣仕者の家居打潰し可申旨を申、百姓體の者追々近在へ相集候。云々とあり、また庄内候酒井左工門尉からも

百姓共致徒黨

とあつて、その範圍は、羽前國全體に涉つたらしい。而して時々折々出沒自在を極めて何處へでも押しかけて狼藉を働き、爲めに代官屋敷や、富豪米商等の家の打壞されたのが尠くない。その爲め天領にても亦、各藩府にても手のつけ様がなく、なす儘に放任するより外致方なかつたものらしい。蓋しその模様によつて判して、その原因は米の變動其他を機會にして

永年の秕政に對する不平の勃發したのであらうと云はれて居る。

(六) 紀州大一揆——これは文政六年、紀州領伊都那賀名草三郡に起つた大一揆で、そのはじめは水論にて騒だのであつたのが、代官の處置よろしきを得なかつたので、藩政に對する多年の不平が勃發して、遂に大騒動となり、紀の川一帶の大一揆と化したのであつた。紀州藩では之を國家の一大事として、穩かに取鎮めんとし、才幹ある役人三百五十人を選抜して應對の任に當らしめ、結局百姓よりの申出に係る嘆願は全部容認して落着いたのであつた。而してこの一揆には多數の浪人が参加して居たこの事である。

(七) 江州一揆——これは天保十八年の出來事である。幕府で江州甲賀郡の田畠を丈量せんよした處、全部一萬餘の農民蜂起して、幕吏の宿所を裝ひ、遂に丈量をなす能はざらしめたのである。

以上七つの著名なる一揆に次ぎ、幕末となつては、徳川氏の政綱弛むに随つて、諸在に小一揆暴發し、幕府も藩府もその措置に困つた。而して後にはそれが漸次、政治的意味を含む

に至つて、純乎たる農民運動ではない事になつた。

江戸時代に於ける百姓一揆は、大低成功した。その成功した理由は云ふまでもなく、當時の武士階級が、政治上に對して何等の識見も、何等の手腕もなく、たゞ形式的に虚器を擁して居たが爲めである。蓋し農民を苦しめる事を以て、之を仁政として居た程であるから、彼等にそれを取鎮める力のない事は云ふまでもない。

それ故、彼等は、常に「高の知れた土百姓共、何の恐るゝ處かあらん」なき、輕蔑して居たが、この百姓一揆に對しては、極度の恐怖を感じて居た。それと云ふのは、その領内に於て、一揆なき暴發したること隣國に聞ゆるときは、たゞに其恥辱として家名に關するのみならず、次第によしては幕府の上聞に達し、祖先傳來の封地を召しあけられ、また削減せらるるが如き珍事を出來するこゝなるからである。

然し乍らそれにて、百姓一揆が恐いからきて、彼等は租税の負擔を軽くすることは出來ぬ即ち、農民を搾取するこゝをやむれば、彼等は到底生存するこゝが出來なくなるのである。

本居宣長の「玉くしけ別本」に、

能々堪がたきに至らざれば、一揆はおこる物にあらず。假令おこさむと思ふ者有きても、村々一致する事はかたく、又惡黨者ありてこれをすゝめありきても、斯様の事を一同に潛に申合す事は、洩れ易き事なれば、中々大低の事にては、一致は仕難がるべし。然るに近年此事の所々に多きは、他國の例を聞て、いよ／＼百姓の心も動き、又役人の取計ひも、いよ／＼非なる事多く、困窮も甚だしきが故に、一致しやすきなるべし。

こあり、更に、

まづ一旦靜まれば、よき事にして、さのみ跡の吟味も委しからず、張本人を一兩人とらへて、定まりの通り刑に行へば、其むきにて跡の上の取計ひを嗜み改むる事もせず、世間の例多ければ、さのみ恥辱とも思はれぬやうの處もありこぞ。

とあるのは、遂に百姓一揆が、幕府の後半に於ては當然の社會事象であつた事を説明するものであらう。かくして天下の大勢は、多年の憎伏より、農民が必然的に目さめて、封建制度

の社會組織を改むる可き運動の序幕に入つた譯である。徳川氏の政府の作る可き運命は、この方面からも考へ得らるゝ。

第九章 江戸時代の小作制度

一、開府前の小作制

我國に於ける田地小作の事實は、前編に述べたるが如く、相當古くより存在した。而してその濫觴とも見る可きは、大化改新以後、剩田即ち班給して残りたる田を公田とし、之を乗田のりと云つて、一般に地子を收めて政府が之を賃貸したることである。内田博士もその「日本經濟史概要」に於て、

この地子の割合は、租の割合よりも遙かに高くして、小作料の性質を具備せりと思はるゝものなり。

と説いて居る。

然しこの小作なるものが、判然とその性質を明かにしたのは、鎌倉時代からである。當時班田制は崩壊し、土地の兼併が行はれ、土地の所有権は漠然として、強いもの勝ちに之を占有すると云ふこととなり、漸次武家の手に移つたが故に、勢い力のない農民は之を耕作するのに、武家又は大地主との間に、一種の契約を結ばねばならなくなつたのである。即ち力のない農民は、單なる一種の農業労働者として、武家又は地主に雇はれて、その土地を耕作する事を餘儀なくせられたのである。

中世期に於ては、この普通小作の事を「作手職」と呼んだ。「小作」云ふ字を之にあてはめたのは、江戸時代に入つてからである。而してこの「作手職」のことに關しては、それが如何なる組織の下に行はれたるや、また職料の割合等も如何なる定めに従ふたものであるやも、當時全く文献の徵するものがなく、又我學界に於ても、今日まで未だこの制度に就ての研究が行はれて居ないが故に、こゝに之を説明するこゝを省き、たゞ中世期に於て「作手職」なる一種の耕作制度があつた事のみを述ぶるに止めて、所謂小作を名づけられてからの説

明に入らう。

二、小作の種別

小作制度は、江戸時代に入つて盛んに行はるゝ様になつた。それは經濟生活の進化の結果として、土地が富豪の手に集中する傾向を帯びはじめたのこゝ、人口の増加したのこゝに依ると云ふまでもない。

而して一般に小作の語を以て稱せられたが、地方によりては、雑多な呼稱行はれ、預作、下作、入作、掟作、請作、卸作、水入作、掛け放ち、佃等云ふ名もあつた。

又小作關係の一方者たる地主をば、地領、總領、統領、名請人、持主、山主、田主、畑主、大屋、親方、親作、地親、名負、加地子喰ひ等云ひ、又他一方の當事者たる小作人を、佃人、作人、作主、作手、作子、頭振、門百姓、抱百姓、入百姓、被官、名子、間人、府人、無縁者と稱し、此の小作人より支拂ふ借地料を、小作賃、小作米、下請税金、作米、掟米、

當口米、下作米、宛米、加地子、加掛米、地子、租、年貢、徳米、作徳、水口禮米、入附米、上ヶ米、地利、卸付米、地米、立増米、掛米、掛受米など、云つた。

これ等の名稱の生じたのは、當時の小作形態には、その觀察せらるゝ部面によつたのであるが、この時代に於ける小作制度の本位は所謂名田小作なるものであつた。

名田小作とは、小作地を他物權的負擔の有無によりて普通小作と、質地小作との二つに分けたその一つの普通小作のことで、名田とは中世に於ける名主田からこつたもの、江戸時代に於ては専ら地主の所有地に附せられた別名である。

名田小作は之を普通小作と永小作に分けねばならぬが、つまり普通に地主がその土地を諸種の條件によつて小作せしむるを云ふのである。江戸時代に於ては、次の如き雜多な名稱と種類があつた。

名功小作	敷金小作	刈分小作	定免小作	家守小作	受負小作	仕入小作
見取小作	入小作	出小作	門分け小作	内小作	勤め小作	寺田小作

連名小作

而してこれには、年季を定めたのがあり、また無年季のがあり、又永代（永小作）のもあつて、却々復雜であつた。

一方の質地小作は、自己の所有地を他人に出典して、若干の米を受取り、その保證として質權を質主に認めたるものである。直小作と別小作との二つの種類があるが、直小作とは、質入人たる土地所有者が、舊來の如く耕作する場合であり、別小作とは質主が之を他の小作人に小作せしむるのを云ふのである。

以上の中に於て、普通の小作と少しく趣きを異にするのは永小作で、これは江戸時代の中世以後に發生した新田の開發によつて生じた資本主義、之を開墾した勞働者との間に結ばれた一種の小作制度である。

この小作制度は、江戸時代以來明治になつても引つゞいて行はれて居るので、私は別に章を改めて、この説明をなす積りであるが故に、この節に於ては、この位にこゝめて置くが、

要するに小作制度は、徳川時代に於て發達したる、土地制度中の特種のもので、單に經濟問題として許りでなく、頗る重要な社會的性質を帯びて居るものであるが、江戸時代に於ては階級觀念の頗る嚴重なりしに、一村一村の團結が、前述の如く諸種の原因より頗る鞏固であつたが故に、地主對小作人間の關係も圓滑であり、且また地主も決して大なるはなく、——土地賣買禁止の爲め——その間、總てが穩かであつたので、當然起る可き社會問題でありながら、遂に何の特筆す可き事象なしにすんだのである。(第五編小作制度の研究参照)

第五編 最近の勞農問題

第一章 明治の大改革

一、社會階級の撤廢

明治維新は、政治上の一大改革であつたと同時に、社會上の一大變革であり、經濟上に於ても未曾有の大改革であつた。更に之を我が勞農史の上から云へば、二千年間、殆んど頭を擧ぐる事を得なかつた農民の社會に眞の自由と平安とを與へんことを處の大革新であつた。徳川氏が、あらゆる術策を弄して、もち續けた封建制度は覆されて、極めて嚴重で、而して煩雜であつた處の階級的差別は撤廢され、江戸時代の社會制度、地方制度はすべて舊制度にして破壊し盡された。

この原因に就ては、今更説くまでもなく経済的見地に立つて之を云へば、我國の経済的發展、資本主義の潮流が、社会的階級を中心にする封建制度に遂に相容る、事が出来ないに云ふ點に歸する。

江戸時代には苗字帯刀は武士の特權であり、百姓や町人で之を許されたものは、特殊の人に限られた。然るに明治に入ると、百姓も町人も苗字を稱することを許され、帯刀は如何なる人にも許されぬこととなつた。(明治三年)

その上穢多非人をも解放して、百姓町人と共に平民の藉に偏入せられた。(明治四年)

かくして華族(舊大名、舊公卿)士族(舊武士)平民の三階級が、一時は更に明治の社会階級を形作るかに見えたが、それは唯單に政略上江戸時代の因習を形式的に存続したと云ふに止まり、その資格に於ては、決して明治以前の社会階級の如き、差別的のものとして保存せられたのではない。(華族の當主のみ貴族院議員たる資格を有して居る)

社会階級が、殆んど無くなつた代りに、明治時代に於ては経済的に貧富の懸隔が甚だしく

なつた。それは云ふまでもなく、資本主義が發達して経済的闘争が自由になつたからで、農村に於ても、明治六年に土地の所有權が確認され、その永代賣買も許される事となつたので爾來激しき土地兼併が行はれて、從來會て見なかつた、地主對小作人の關係が悪化しはじめた。即ち経済的社會階級云ふ、異つた意義の階級がここに實現しはじめたのである。

而もこの現象は、獨り農村のみに止まらず、所謂資本家階級の出現と共に、一方には労働者の階級、即ち無産者の階級なるものが現はれ、且その中間に、中等の農工商業者、さては俸給生活者等の所謂中間階級者なるものの存在も漸次明瞭となつて、從來異つて、富の分配を中心にする處の経済階級がここに發生したのである。

江戸時代に於ける社会階級は、封建制度の基本であつた丈けそれだけ、その階級間の問題は、経済問題でなければならなかつたが、明治以後の階級は、それが富の分配の不公平に起因する経済階級であるので、今度は階級間の経済問題ではなくして、新らしき形の社会問題を醸生せなければならぬ。つまり江戸時代に於ては、社会階級間の経済問題を社会問題と

して考へて來たのであつたが、最近に於ては社會階級間に於ける經濟問題は、全くなくなつて、新たに起つて來た經濟階級間に、富の分配の不公平に關する社會問題が生じて來たのである。

而もこの事は、人口の増加に伴ふ、經濟的發展の齎らす當然の事象であつて、我國に於ては江戸の封建政治が、その生命を保つ事の長かつた丈、途中、その勢を阻止せられ、少しく遅れた云ふに過ぎぬのである。

二、農村の社會問題

かくの如くにして我國の農民は、明治の大變革によつて、全く過去的環境より解放せられ三千年來はじめて、眞に自由なる天地に翼を伸はすこゝか出来る様になつたが、然し實はそれも、單に彼等が久しく置かれた環境、社會階級から解放せられたと云ふに止まつて、經濟的には、封建制度に代つて新たに資本主義の勃興を見、資本主義經濟制度の下に、更に新ら

しき痛苦を経験せねばならなくなつた。

この貧富の問題は、決して明治時代に入つてからのみの特種の社會問題ではない。上古にも中古にも勿論貧富の問題はあつた。かの大化の改新の目標が、一にこの問題の解決にあつた事は上來述べ來つた處である。然しその時代の問題は、決して貧富階級間の争ひではなくして、社會階級に伴ふ貧富懸隔の問題であつたのである。

然るに本庄博士も云はる、如く、中世以後に至つては、武士階級の發生等の爲めに、臈けながらも貧富階級の輪廓が描き出されて來て、この新たな經濟的階級と、從來の社會階級とが混雜しその間に一種の社會運動が起つて來た。即ちかの室町時代の土一揆の如き、また江戸時代の町人一揆、百姓一揆の如き、即ちそれである。而もそれと同時に、一方には經濟的發展の當然の產物として、新たに職業階級なるものが發生して、更に長足の發達をなし、制度上に社會階級間の争の外に、別個の階級闘争を起して來たことは、これやがて經濟階級が起り、それ等の間に階級闘争の起る可き基因となつた事、今更説くまでもなからう。

かくして明治以後に於ては、所謂社會階級なるものは無意義のものとなり、狹義の社會問題——經濟階級の社會問題が発生するに至つたのである。即ちこれを農民史の上より云へば地主對小作人の争ひ——つまり地主の搾取に對する小作人の反抗、所謂小作問題なるものが明治大正を通じての農村農民の重大問題となつたのである。

然し乍らこの現象は、一に經濟社會發達の上に於ては、極めて當然に經過せなければならぬ階梯であつて、決して之を不自然不合理ニ云ふ事は出来ぬ。

私は、我が三千年の歴史に於て、我が勞農階級が常に社會の下積みとなり、働いて搾り取らるゝ事のみを終始したその境遇に滿腔の同情を表す。而してそれが明治維新に於て、やつと解放せらるゝに、今度は資本主義なる壓制者の出現によつて、別の意義ではあるが、形ちに於ては殆んど同様なる状態に當面せなければならなくなつたその境地に同情の涙をそぐ事に躊躇をせぬ。従つて最近各地に起つて居る處の、地主對小作人の問題、並びに農村振興の問題に就て、農民の味方たる事をこゝに表明する。

然し乍ら私は、明治以後の社會問題中就中農村問題に對しては、之を社會上經濟上の理論にのみ立脚して之を論斷し、その歴史的、傳統的、慣行等を見做すことに賛成は出来ない。勿論社會制度經濟制度は、之を人が創造するものなる以上、常に理論的に欠陥あるをまぬかれぬ。現に小作制度の如きにしても、明治政府が、その制度改革のはじめに於て、因襲に捕はれ、且余りに歐洲の資本主義制度に促はれ過ぎで、土地の所有權のみを認め、土地の耕作權なるものを考慮することをおぼしたる結果の産物にて、不合理たる事勿論であるが、然しこの制度の下にあるを余儀なくせられたる以上、一面この欠陥を補ふことに努力をせねばならぬが、それは實行の上に於ては、決して階下から二階に一足飛びにあがる様な方法をとつてはならないと思ふ。

事物には總て順序がある。即ち階段がある。私が只今まで述べ來つた處によつても、我國の社會組織、經濟組織が、一定の順序を経て發達した事が判る。従つて最近に起つて居る社會問題にしても、この順序を離れては決して成功するものではないのである。

小作問題に就ては、諸種の論議がある。今一々これを紹介することは出来ぬが、要はこの立場を離れての論議に對しては、私は賛成することが出来ない。

是を要するに、明治維新は、我國の社會階級を一掃して、四民平等を現出した。而して江戸時代の末期以來、おほろ氣に發達しかつて居た資本主義經濟制度を斷然採用した。是に於て總ゆる思想、あらゆる問題が、紛糾措雜して、未だ定まる處がない。それが實に我國今日の悩みであるが、之を農民の立場より見れば、他の職業と農業との經濟的價値に一種の差別を生じ、國家の政策また、從來の農本政策を捨て、商工立國策をこらねばならなくなつたので、農村は今や實に興廢の岐路に立つを余儀なくせられて居るのである。即ちこれを訂すことそれが、昨今唱へられて居る大正維新の本務でなくてはならないと思ふ。

第二章 小作制度の研究

一、土地の所有權と使用權

元來土地の所有なるものは、個人を基礎とする制度ではなくて、一種の組合を基礎とし、而もその組合に於ては、一方に働かざる組合員があり、他方に働く組合員があり、この兩者の結合によつて、一の所有主權の作りあけらるゝを例とする。而してその働かざる組合員は所謂單純なる所有者なるもので、國家たり村落團體たる場合もあるし、今日の如く私人又は私法人たる場合を以て普通とする。之に對立する働ける組合員は、土地の使用權者、即ち土地の利益者である。かくしてかの所有者と使用者との關係は、本來は土地所有に關して互に相俸たり、共同者たり、仲間であつて、兩者相合するに依て、はじめて一の完全なる所有とな

る可きものである。

然るに近世の實際の状況を見れば、この組合關係は、根底より破壊されて、名義上の所有者、即ち働かざる組合員が、その土地の完全なる所有者となり、土地の使用者、即ち働く組合員は、却つて借地人として之に附隨する地位にあるが如くに見なされ、法律上も實際上も兩者の地位は全く相去るものとなつて了つた。つまり農業土地にあつては、地主、小作人に區別され、その地位や權利關係は、法の明文によつて規定さるゝ事となつて居るのである。

かくして本來は、所有權と耕作權とは、相對立す可き性質のものである可きに拘はらず、それが封建的經濟制度の發生によつて、かく變則的に區分せらるゝ事となつたのが、今日社會問題として、小作問題の發生するに至つた原因である。

小作問題の研究者たる中澤辨次郎氏は、その著「小作問題の新開展」に於て、

今日の小作人は法制的に幾多の繩墨を設けられて居る以上、戰國時代に於ける一種の土地

獨占者たる農民を擬ねる譯には行かない。而も大地を踏まへて働く彼等の勞働實權には、何物が合法的に報ひられる所がなければならぬ。大地から足の放れて居る地主が、一寸も握るに永遠にその所有權を確保されるなれば、大地にシツカリ足を押し付けて、一時的でなく、恒久的にその土地を耕すものにも、一定の使用權が發生して而もそれが所有權のそれの如く、法制上確認されて差支へない。

述べて、所有權に對立する耕作權の確認をさげんで居る。即ち土地耕作本來の原則に立かへらせやうと云ふのである。

この種の議論は、近來小作問題の八かましくなるに伴れて、盛んに各方面に唱へられ、土地は之を所有するものが使用し、實際之を使用するものが之を所有す可き筈のものである。然るに單に所有すると云ふ名義だけを持って居て、地代收益を收め、常に實地の使用者に對して僭越の地位を占むものが一方にあり、他方使用者するものは、その勞苦を經營の結果、生み出せるその少なからざる部分を割いて之を所有者に齎さなければならぬのみならず、そ

の使用上に於ても、經營上に於ても、常に所有者の監視と支配を受けなければならぬ云ふが如き、今日の状態は間違つて居る。故を以てこの制度はよろしく之を廢止して、土地の所有と用益を同一不可分の權利とせなければならぬ云ふ見解が、漸次力あるものになつて來て居る。

永小作問題の研究者たる農商務省の小野武夫氏も、その「永小作に關する調査」に於て、今日我國に於ては整然たる法律を以て、農民の日常行爲を律せんせざるに拘はらず、小作農民の生活事實が法律上に於ける土地制度の圏外に歩み出さんとするは果して何事を語るものなるか。

と説き、更に、

之を歴史の上に徴し見るも、土地所有者が土地の實際的使用より離れ、又は之が管理を忽にしたるより、其所有權に對して「小作權」の發生を誘ひ、次て此小作權は年を経るに隨て、物權的性質を増し、後には遂に所有權に代位し、先の土地所有者は、後には單なる徴

租權者に化したる事實は、中世に於ける地方經濟發達史に見得る最も著しき現象なりとす。而して小作權の慣習が年を逐ふて益々農村に普及しつゝあるは、我小作人の實力漸く増進し來りたるに反し、輒近所有權は其到らざるなき法律の保護あるに拘はらず、必ずしも萬能にあらざるに到れるを語るものと云はざる可からず。

と述べ、更にかく小作權が伸長するに至つた根本的原因に就ては、農業その者の特質として、小作人が始終土地を用益する間に、其土地との關係密接を加へ單に小作料の收納を以て満足する地主よりも、土地に關する智識及實力を増し、以て自ら有利なりとする種々の方法を講ずるに到り得ると、一には土地を自ら使用し得ざる程廣大なる土地を所有する場合には、地主は勢ひ膝を屬して土地の使用を小作人に托せざるべからず。かくて土地占有者の實力は、所有者の勢力を凌駕し、遂には所有權に對する小作權の對立を誘致するに到りしなり。

と論じて、殊に永小作權の如き、明治政府が地租制定當時に於て、之を考慮する處なかりし

結果、——つまり地主の権利のみを認めて、之を不問に附したる結果、爭議續出して、今日の紛議を見たるものであると斷じて居る。

この種の議論に對して、京大の河田嗣郎博士は、その「農業労働と小作制」に於て、土地は抑も之を使用するものが必ず所有せねばならぬものであるが、その點が第一に論證を要する點たらざるを得ぬ。又同じく私人の間に所有と用益とが相分れて、人を異にして行はれるのは不都合なりとするも、土地の所有は一切社會全體としての國家か乃至は村落團體の如きが之を掌握し、私人はたゞその使用權をのみ有する制度の如きも尙且つ不都合なりや。抑も土地の如きもの、所有權が、私人に與へらるゝは不合理で不自然ならざるや所有と使用とが一の不可分の權利として私人に與へらるゝことになれば、それ權利内容は甚だ豊富で從てその權利は甚だ強い權利となるが、その事は社會生活上に弊害を齎らすことなきや。其他この種の疑義を挿むで議論することになれば、右の如き議論者の主張は、必ずしも正當なりとも、又改革論の基礎として有効なりとも、言ひ得られぬ事になるであらう。

さて、この種の議論は、現状に對する改革論として正當なるべきに止まり、現状を現状のままに見て、小作制度なるもの、利弊を攷へんとする場合には、一歩行き過ぎたる議論たるを免れぬと云ふ風に説いて居る。

私はこゝに小作制度の改革論や、又はその解決策を説かうと云ふのでないが故に、この兩論に對する批評は之を控ゆるが、兎も角も小作權なるもの、發生は、前記の如く土地の利用に關して一種の組合關係にあつたものが、後の權利關係に變じたる爲めに起つたものであるが故に、今日の小作問題の解決に就ては、先づ根本に於て、この點に留意し、而して現状を現状として處置する事が至當ではなからうか。

二、明治の法制と小作

前章に述べたるが如く、明治政府は、その建設の當初に於て、我國の土地制度に一大改革

を加へた。即ち明治元年十二月に、

拜領地並に社寺地等の除地の外、村々の地面は總て百姓持の地たる可し、然る上は身分隣の面々にて買取候節は、必ず名代差出し村内の諸役を差支なく相勤めさせ申す可し。

と觸れ出し、明治四年十二月に至つて、東京府下の町地に就きて地券を發行し、更に翌五年二月十五日に地所永代賣買解禁の布告を發令したのであつた。即ち寛永年間以來、我土地制度の基礎たりし、土地賣買禁止法の廢止を斷行したのである。その御布告は、

地所永代賣買の儀、從來禁制に候處、自今四民共に賣買致し所持候儀差許候事、である、

かくてこれによつて土地の私有が法律によつて確認され、またその確認の證として、夫々地券を交付することとなつたのである。これは當時、土地賣買解禁令の理由として、大藏省より太政官に致されたる左の理由書にも明記してある通りに、地租制度を確立するの必要にせまられたからである。

税法は治民の要務にして、理財會計の基本なり。其當否により郡國の隆替人民の盛衰に關涉し、至大至重の要件たる今更喋々論辯を不悛、抑々皇國中古以降慣行の税則は我國の遺法にして、妥當を得ざるもの多し。既に地に石高あり、貫高あり、東高あり、無高あり、無反別あり、税に檢見法あり、定免法あり、五公五民も名有て其の實大に不同あり、其の他雜稅等に至ては千差萬別枚舉に遑あらず。加ふるに割據の陋習比隣法を異にし、農民苛酷に苦むこと久し、今や政權一に朝廷に歸し、凡百の政務齊一の際、治國の樞要たる税法に於ける均一の法則を設けざるべからず。茲に於て古來の沿革、當今の形勢、内外の制規等夫々探討考覈、審議細案仕候處、斷然從前の方法を廢棄し、一般に地所の賣買を許し、更に地代金分一の稅收法を施設するに如かず。此法を設くるときは第一耕地の廣狹、地味の善惡、秋毛の熟否等檢査の煩勞を省き前に陳述する數件の錯雜を一掃し、年來の通患一朝に氷解し、前日偏頗の田租稍平準を得て、億兆の農民一様の恩澤に浴せんこと實に此方
法に在り、最新法は速成を戒む、其の施行の順序に至ては許多の法則更張無之ては難相成

殊に従前地代金の高低は營に地味の肥瘠のみに不拘、多くは貢租の多寡等に因れり、然るに一時に之を釐革するときは均一を需めて却て不公平を醸し、實際に於て扞格の憂無之にも難申、故に時勢人情を揣り逐次施行、先づ以て地所永代賣買を許し各所持地の沽券を改め、全國地代金の惣額を點檢し而後更に簡易の收税法を設け、豫め弊害を防ぎ、民に示すに毫も疑を容れざる畫一の條令を以てせば、永世不拔の良法を奉存候、云々

然るにこの土地私有權確認の法制に基きて實施せられたる地券の交付は端なくも、江戸時代に於ける百姓の土地慣習、殊に所有權の歸屬明かならざりし小作制度、——就中永小作慣習との間に、尠からざる扞格を來し、遂にその後小作問題の紛糾、絶え間なきに至つたのである。

抑も江戸時代に於ける小作慣習中には、かの永小作の如く、

- 一、地主の支配地に對する作人の永期用益權を有するあり
- 二、地主作人間の分割所有的關係の下に置かれたるあり

三、その耕作地の上に、一定の果實の收納權を他人の爲に設定せる負擔附所有權があり

所謂所有權の所在が、甚だ不明瞭で、外見上或は地主たり。或は作人たる關係に似たるものにて、之を巨細に調査すれば、何れが土地の所有者なるか判明し難く、又中には作人却て土地の所有者たる實質を具へたるものありたるを以て、さてその所有權者を決定するに成ると、問題こゝに紛糾せざるを得ざるに至つたのである。

この缺陷は、要するに、當時の立法家が法典の記草に際し、我が舊土地慣習を精査し、之を基礎として立法上の參考に資するの用意に餘裕を有せず、概ね外國法に準據して法律を編成したるが故であらう。

この土地慣習を無視して、新法令を實施したるに對する不平は、直ちに勃發した。或者は憤然起つて政府の不法を詰り、紛議漸く大ならんことを、政府も俄かに狼狽し兎も角應急處分して、左の案文を内務省より發し、明治八年二月、太政官は之に對して指令を下した。以下は内務省の案文である。

土地賃借の儀、従前一定の確則無之より往々不都合に付、規則一定の積に候得共、差向地券渡方に付差支候儀有之候に付、左に相伺申候

一、土地を所有する者を地主と云ひ、土地を地主より借受耕作する者を小作人云ふ。右小作人には數種有之候へども、大抵左の三類に歸着仕候

第一類、永小作と稱す、小作人貢租、作徳不納せざるときは、その地主其の小作株を取上ぐるを得ざるもの、その種を分けて兩種とす。

(甲) 地主土地を開墾せしむきに當り、小作人との約定を結び、永小作せしむ可き旨を以て小作人に勢力を盡さしめたるもの

(乙) 普通小作にして二十年以上に及びたるもの

第二類、年期小作とす、年期中は小作人貢租、作徳を不納せざるときは地主其の小作株を取上るを得ざるもの

第三類、普通小作と稱す、地主に於て適宜に小作株を與奪するの權あるもの

右の通第二類は約定の年期を据置第三類は地主の自由に任せ候へども第一類は地主自由の權無之を以て地主は其の地を自由にせんことを欲し小作人は地主の其の地を自由にせざらんことを欲し苦情百論に有之、地方官に於ても處分方差支候儀に有之候
右に付一定の規則確定候迄の間左の通り處分致度

第一類、甲種

右は地主と小作人と協議を遂げ地主に於て小作株を買收候乎、小作人に於て土地を買取候乎爲取計致若し協議難整節は實地並近隣の口碑檢探酌量の上處分方法見込相立其の時々可伺出積

第一類、乙種

右は永小作の名を廢し二十ヶ年より永からざる年期を定めて小作せしめ年期明に至り普通小作二十ヶ年以上なるものを永小作と見認候儀相廢申度

第二類、

右は従前の通り

四四八

第三類、

右は従前の通り

右の通取計申度此段相伺申候

即ち右によれば、當時の小作慣習は之を（一）永小作（二）年期小作（三）無年期小作の三種をなし、その中永小作を分ちて（イ）開墾永小作（ロ）認定永小作の二種を數へ、何れも小作人がその義務たる貢租、作徳を滞納せざるに於ては地主はその小作株を取上ぐるを得ざるものとし、又此等の小作慣習の整理方針としては、その

（イ）開墾にかゝるものは、地主小作人の間に於て協議を重ね、小作権を買取るか、所有権を買取るかの法による可く、協議整はざるときは、近隣の口碑を探ねて傍證とす可しと云ひ

（ロ）認定永小作に就ては、舊幕府法による二十年以上に亘る普通小作の永小作認定制度を

廢止して之を認めず、其の舊法による二十年以上に達せる既存永小作は、永小作の名稱を止めしめて普通小作とし、且新に小作期限を定むる場合には二十年以下とす可しと令し即ち一舉にして永小作慣習の廢止を斷行しよう云ふのであつた。

小野武夫氏の説に従へば、この内務省がとつた處の方策は、たゞ地租改正なる大事業遂行上の方便として、かく行政處分を以て小作慣習の廢止を斷行せんとしたのであるから、それが根本的なる能はざりしは當然である。故を以て一方には、人民の中、官の命を奉じて協議以て解決をつけたのもあつたが、協議整はないのは、益々紛議を繁くするに効果があつたのみであつた。——殊に政府は協調整ひ難き場合には、作徳の收納者たる「原主」を以て地主と定め、之に地券を交付するの方針に出でたるを以て、土地共有確認の訴訟等が續出するに至つた。

かくの如くにして、頗る不完全の裡に放任された小作問題は、普通小作に於ては、所有權との關係が、相抵觸する處なかりしを以て舊來通りの慣習が維持され、且明治中は、殆ん

經濟的變動が、農村にまでは及ばなかつたので、上記の如く紛糾するまでには至らなかつたが、永小作問題は其後益々紛糾して、訴訟沙汰等續出するに至つたので、明治二十三年に公布せられた民法——即ち舊民法には永借權として百五十五條以下百七十條の間に規定せられ

- 一、永借期間は三十年以上五十年以下
- 二、永借人は地形の變更、沼澤の乾涸、原野の開墾及び水流を變轉するこゝの認定
- 三、三年間その永借地より全く收益を得る能はざるときは、永借契約を解除するこゝを得るも、借賃の減少を要求することを得ず
- 四、租税は凡て永借人の辨償
- 五、地主の權利としては、三年間借地料又は租税を支拂はざるを、又は永借人が破産の宣告を受けたるときは、永貸契約を解除する事を得
- 六、永借人が土地に加へたる改良及樹木等は永貸借の満期又は解除に當り、何等賠償を受くる事なくして之を殘存し置くこゝ

七、地主は貸借の繼續期間、永借地に關する大小の修繕を負擔せない事

等がその主要なる條項であつた。

然しこの規定は、我が土地慣習並に農民經濟の事情に照し、甚だ不都合の點少くなかつたので、二十九年に公布せられた新民法に於ては當然改正せらる可き筈であつたのに、遂にこの事なくして止み、從來永久存續す可き慣習の下にありたる永小作人の既得權は、爲めに五十年以下に短縮せらるゝ事となつたが爲め、利害最も甚大なる高知縣の小作人先づ立つて反對運動を開始し、遂に明治三十二年十二月、議會の協賛を経て、民法施行法第四十七條第二項の次に左の一項を加ふることとなつた。

民法施行前に永久存續の意思を以て設定したる永小作權は、民法施行の日より五十年を経たる後、所有者は相當の償金を拂ひて之を消除することを得、若し所有者に於て消除の意思なき事を表示し、又は永小作權者より催告を受け一年以内に消除を爲さざるときは永小作權者に於て相當の償金を拂ひて所有權を取得するこゝを得

この改正にてどうか一段落がついた様であるが、然しこの永小作権消滅請求の優先権を地主に認めたるは、永小作人に所有権の買取を強要したる點及び買取價格の標準を漠然として單に「相當」としたる點の爲めに、その後も紛議が絶えず、遂に今日尙その儘に放任せられて居る。

以上は、明治初年より今日までの、永小作権の問題に關する法制上の沿革であるが、最近に於ては、この永小作権に關する法制上の紛議に併せて、社會問題としての小作問題が発生してこゝに非常なる大紛亂を惹起するに至つたのである。

三、一般的小作問題

永小作問題は、前述の如く、明治初年の土地制度改正を發端として發生したるもので、社會問題と云ふよりは、寧ろ法制上の問題として紛議を重ね來たつたが、普通の所謂小作問題は純然たる社會問題として發生し、昨今に至つて、更に制度上の問題までならんとして居

る。——社會問題としての永小作問題は、勿論この一般的小作問題の範圍に入る可きものである。

而してこの小作問題も、同じく明治に入つて特に顯著となつたのであるが、然し江戸時代に於て、徳川氏又は諸藩の農政施設の結果によつて、發生したのもある。かくして、最も多くその原因として擧ぐ可きは、(一)明治初年の經濟界混亂に乗し、土地賣買の盛んに行はれたるこゝ(二)土地改良又は小作料納金制に基いて發生したるこゝ(三)近代思潮の浸潤と都市勞働運動の誘導によることの三つであるが、別けてその勢の猛烈となつたのは(三)の近代的思潮の影響によるのが多い。

従つて近年、殊に歐洲戰爭後は、特に小作人組合なる團體の力を以て、小作権を保持せんとする傾向頗る顯著となり、今日に於てはその問題の及ぶ處、殆んど全國に涉り、中に於ても愛媛、香川、岡山、鳥取、福岡、石川、富山、新潟の如きは、問題頻出の有様である。

一體この小作権の問題も、明治初年、民法發布前後の頃に於けるが如く、我農村に未だ永

小作と紛れ易き小作權の慣習多く發達せず、又小作人の小作權に對する要求の極く輕微なりし時代に於て、永小作地の整理を斷行したならば、かの永小作そのもの、形が未だ傷けられざりし事實と相並んで、舊土地慣習の整理も比較的容易であつたであらうが、その儘三十四年間も之を放任したので、舊來特殊の原因、即ち（一）（二）の如きに基づきて發生せる小作權に加ふるに、近時教育の普及によりて小作人の智力能力漸く伸張し、彼等自ら地主と對立せんとするの風——所謂經濟階級に對する争鬭の觀念、農村社會に行はるゝに至り、而も其或ものは物權的色彩濃厚にして、永小作と殆んご同様に見え、今日永小作慣習を處理せんとするに當りては、此小作權を如何にす可きかを考慮せなければならぬ事となつて了つた。

（小野武夫氏永小作に關する調査より）

抑もこの小作制度なるものは、舊來の土地慣習に基いて發生せるもので、本來はこの制度も、土地の所謂所有者が、國家及は自治的團體であつた場合と、私人私法人である場合とによつて、その性質を異にするが、前者の場合に於ては、單に私人に對してたゞその使用權

のみを許與するに云ふに過ぎずして、私的關係から公法的關係に進み、私的所有制の下に於ける小作制の如く、私權としての所有權と使用權とが併存する事がないので、現今普通に小作制と稱せらるゝ處のものは、私人又は、私法人の所有地に於ける小作制を意味するもの以外ならないのである。

處でこの小作制度なるもの、發生する理由の一は、所謂農耕上に於ける利便にかからるのである。即ち一に農業の實際經營者が、その資本を利用する上に於て少なからざる便宜を得る事、即資本を固定する事なくして、其全部を經營上に流用せしめ得ると云ふ點である。つまり之を平たく云へば、土地を耕作せんとするには普通は先づその土地を購入せねばならぬ。然るに小作制度によれば、土地を購入する爲めの資本が不必要で、それだけの資本は悉く之を耕作の上にふり向くる事を得るのであるから、この制度の存する爲め、土地を買取つて自作農業を營むほどの資力なきものも、たゞ耕作經營する上の、多少の資本と勞力を有する者である限りは、他人に雇傭せらるゝ等の事なくして獨立の農業經營をなす事を得ると云ふ

點である。

又一面より見れば、土地は之を有すれども、自ら使用する勞力なき者も、この制度による時は、之を荒廢せしむる等の事なくして、収益を收め得る云ふ利便があるのである。即ち此の二つ點は、小作制が經濟的制度的發達による必然の結果として發生せねばならぬ理由として考慮せらる可きである。

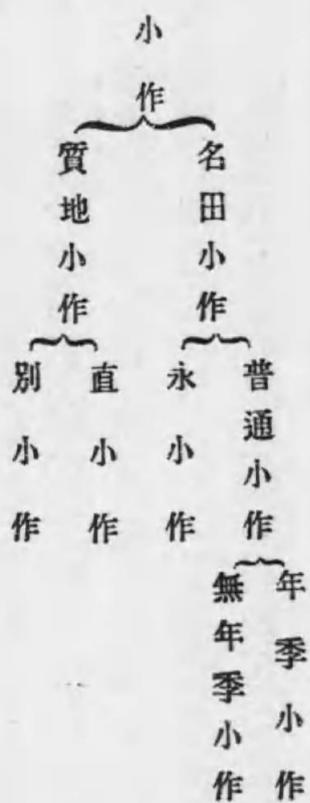
然しか、る理由又は原因によつて、それが一種の土地慣習として發達したのであつたが、その後にはける社會的事情、又は經濟制度的變轉によりて、當然の事としてその間に諸種の弊害や、不便不利の事情が發生して、經濟問題としては即ち小作制の得失論が講究せらるゝに至り、今日は更に社會問題として、農村興廢の重大問題となるに至つたのである。

四、小作慣行の種類

處で、我國に於ける現在の小作慣行の種類並びに種類であるが、この分類に就ては、私は

之を小野武夫氏の分類によらう。

小野武夫氏の小作制の分類法は、主として他物權的負擔の有無によつて、これを分類するのであつて、大體に於て名田小作と質地小作に分け、名田小作を普通小作及永小作とし、普通小作を更に小作期間により二つに分ちて無年季小作と年季小作とし、又質地小作を兩分して直小作と別小作とするのである。即ち左の如し、



名田小作の名田は、江戸時代に於て専ら地主の所有地に附せられたる別名にして、中世に

於ける名主田の換骨脱體せるものである。而してこの名田小作は、實に江戸時代に於ける小作制度の本位にて、かの爾余の雜多なる名稱を帶びし諸種の小作は、いづれもこの名田小作たる年季、無年季、永小作に含まるゝのである。

第二の質、地、小、作、とは、自己の所有地を他人に出典して若干の金米を受領し、その保證として質權を相手方に認めたるものである。この場合に於てその土地を質入人たる地主が舊來の如く小作する場合は之を直小作と云ひ、質取人たる金主が、他の小作人に小作せしむる場合を指して別小作と云ふのである。

さてかくその性質によつて分類したが、然らば江戸時代より明治に至るまで所謂小作制として存続せられたる小作制の種類は、之を明治十八年、農商務省の所謂「小作慣行調査」によれば、(一)永小作(二)直小作(三)別小作(四)年季小作(五)名田小作(六)敷金小作(七)刈分小作(八)定小作(九)名切小作(十)圃田小作(十一)家守小作(十二)受負小作(十三)仕入小作(十四)見取小作(十五)入小作出小作(十六)門分小作(十七)

内小作(十八)勤小作(十九)端小作(二十)受山小作(二十一)連名小作等の二十二三種ある。今それ等に就て簡單なる説明を試みて置かう。

(一) 永小作——は處によりて盛控小作、名寄小作、盛小作、支配小作、永久小作、永代小作、鍛先小作、株小作等の名があるが、永小作とは、地主の土地を普通二十ヶ年以上繼續して小作するものを云ふ。而して地主は正當の理由なく、其地を上地する事を得ざるものであると同時に、小作人は其他に對する小作權を賣買讓渡し、又は其他の特權を有するものを云ふのである。

永小作の發生事情は、各地その事情を異にするが、大體に於て左の數項に分つ事が出来る。

- (イ) 他人の所有する荒地又は山野を小作人に於て開墾したるもの
- (ロ) 新田開發に際し、開發に助力したるもの
- (ハ) 自己の所有地を賣却する時、賣價を減し永小作の權を得しもの
- (ニ) 闕地所を小作せしに起因せるもの

- (ホ) 耕地の整理又は地味の培養に力を致したるもの
 - (ヘ) 地主に特殊の關係ありしもの
 - (ト) 永小作權の賣買讓與に因りしもの
 - (チ) 質權より轉化せしもの
- 等であるが、この小作は、他の小作と異なり、所有者と特殊の關係によつて發生したるものであるが故に、その小作權なるものは、所有權と相對立し得るものと見做されて居る。
(明治の法制と永小作參照)

- (二) 直小作——又の名を地縁小作(靜岡)名目小作なき云ふ。上記の如く、地主自らその質入したる土地を小作するを言ふ。但質入期限中年賦償却法により満期に至り、土地受戻しの約にて小作するを特に作り潰し小作(石川)云ふ。
- (三) 別小作——地主以外のものが質地を小作するを云ふ。
- (四) 年期小作——土地賣買の際、豫め買戻しの年季を定めて、その期間だけ小作するものを云ふ。

を云ふ。

- (五) 名田小作——名代小作、受小作、宛小作等の名がある。以下述ぶる處の各種の小作も廣義にはこの小作に屬する。然しその内特に二十ヶ年以内の期限に於ける普通の小作を總稱して名田小作云ふ。
- (六) 敷金小作——前小作、前加地子小作、布錢小作等の名があり、若干の小作料を前納して小作するを云ふのである。
- (七) 刈分け小作——鹿兒島大分では之を半小作、福岡長崎では分け小作等云ふが、收穫物に付き、地主に小作人一定の比を以て分配するのを云ふ。普通は半分けである。
- (八) 定小作——福岡では定免小作、青森では年貢小作など云ふが、若干年間の收穫米を平均して小作料を定め小作するを云ふ。故に凶作に際しても既定の小作料を減免せないので普通とする。又數年の土地を合せ、地味の肥瘠により平均して小作料を定むるものを關小作、一名水口宛小作と稱する處もある。

(九) 名切小作——余米小作、上ケ小作等の名がある。地租をはじめ、その他に係る諸税諸費を小作人に於て負擔するを云ふ。

(十) 團田小作——團替小作、名地小作なきの名がある。若干年を期し、一村若しくは數部落内にある小作地全體を一旦上地し、更に地味の厚薄、耕作の便否を比較し、上中下を適宜に按配して抽籤を以て再び小作せしむるを云ふ。主として茨城縣にあり、この法は大體に於て一村又は數部落を限りて行はるゝものである。

(十一) 家守小作——支配小作、中小作、代家小作等の名がある。地主は小作人の中間に支配人ありて、此の支配人の支配を受け小作するのを云ふ。石川縣にてはこの小作を年季小作と云つて居る。

(十二) 受負小作——徳米小作、大小作、出増米貸小作とも云ふ。地主より小作地を一手に引受け之を細分して他人に小作せしむるを云ふ。また受負者にあらずして、自己の都合を以て小作地を他人に轉貸するあり。之を分け小作と云ふ。尙右家守、受負二小作の小作

人を、神奈川縣にては又小作と云ひ、高知鳥取の諸縣では孫小作、福井では内小作、下た小作なきと稱してゐる。

(十三) 仕入小作——小作に係る地租其他諸税諸費は元より、種肥肥料をも地主より支辨するのを云ふ。

(十四) 見取小作——見分の小作とも云ふ。收穫期になつて地主小作人立會の上、作物につき小作料を定むるを云ふ。

(十五) 入小作出小作——他村に出て小作するものを出小作といひ、他村からその村に来て小作するのを入小作と云ふ。

(十六) 門分小作——地主の奴婢や、又は特別の縁故ある者に土地を與へて小作するのを云ふ。

(十七) 内小作——小作人を地主の邸内に住居せしめて小作せしむるを云ふ。鳥取静岡諸縣に行はる。

(十八) 勤小作——小作料に代ふるに傭役を以てする處の小作を云ふ、島根に行はる。

(十九) 端小作——小作地は主として宅地とし、他に宅地付の僅か許りの田地を耕作するを云ふ。

(二十) 受山小作——比較的長期の年限を以て地主所有の山野を開墾し、その地を小作するものを云ふ。

(二十一) 連名小作——一耕地を數人にて連借し各々年期を定めて小作するものを云ふ。

(二十二) 作株小作——小作株を賣買し得る小作を云ふ。

(二十三) 散掛小作——地主の所有地以外に住居し、數地主の田園を掛り受け耕作するを云ふ。

次に以上諸小作の分布状態を見るに、全国的なるは、名田小作を最とし(殆んど全體の半分)次は永小作、別小作、にて、敷金小作は、埼玉、山梨、静岡、佐賀、秋田、新潟、長野、大阪、愛媛、和歌山、福島の各府縣にわたり、刈分小作は岐阜、大分、静岡、福岡、長崎、

鹿兒島、青森、定小作は大分、静岡、高知、千葉、青森、名切小作は静岡、高知、福岡、秋田、大分、群馬、岡田小作は愛媛、茨城、石川、高知にわたり、他は一二府縣に行はれて居る。

而して以上による小作人、地主との収益の割合は、田に於て地主五分八厘、小作人四分二厘、畑に於て地主四分四厘、小作人五分六厘にて、之を平均すれば約五分五分云ふ事になつて居る。(明治十八年農商務省小作慣行調査書による)

五、小作慣行の現状

小作制度なるものは、元來農業慣習、土地慣習にその源を發せるものであるが故に、之を商工業と同じく、一種の企業として見る時は、其處に著しい矛盾が生ずる。つまり契約としては法律的には、頗る不完全なる形に於て、主として慣習に依つて行はるゝものであるが故に、その性質も、頗る原始的の佛を止め、經濟制度としては、やゝ幼稚なる制度たるを否み

難いのである。

従つて今日の總てを企業的なるものとし、總てを權利關係として立論せんとする經濟制度に於ては、小作制は、決して満足せらる可き性質のものに非ずして、經濟問題として紛議の發生するのは當然である。

我國に行はるゝ小作制度を通覽するに、小作人は單純に勞務を提供して耕作を行ひ、その報酬として收穫物の一定歩合を收得して、その經營上に於ては、獨立して之を專行し得るやうではあるけれども、依然未だ地主の支配より獨立するを得ず、作物の種類の撰擇や、耕作上の大體の方針方法に就ては、地主の容喙と監督とを受けざるを得ざる有様にあり、且經營上必要とする資本に至つても、農具種子肥料の給與を受くる例も少なからず。又更に小作料に至つては、勿論その額は分量的には定まつて居るものゝ、その定額は平年作を標準とし、不作凶作の場合には、その減額を要求するに云ふのを普通とするが故に、この小作料に就て爭議を生じ、現に各所に問題の興起を見つゝある小作爭議なるものは、主として此點に關す

る紛争たる有様にある。

更に又之を小作契約に見ても大抵は慣習的に、所謂口約束を以て之を行ふので、近代的に文書を交換して契約するなど云ふ事はない。又その契約期間にしても、多くの場合は、地主小作人が隨時之を定め、その解約の際は、一定の猶豫期間を置いて行ふこととなつて居る。従つて解約なき限り永く引續き契約が保たれて行くものとする。(河田博士「農業勞働と小作制」より)



以上の諸點からして之を考へて見て、我國の小作制は、極めて自然經濟的な性質を有するものであつて、之を一種の勞働契約として見ても、甚だ勞資協調の性質に富み、傳統的精神によつて仕組まれて居ることを否定する譯には行かぬ。

今この見解を實證する爲めに、普通に行はれて居る處の、小作に關する慣行を、農商務省刊行の「小作慣行調査書」によつて、要點を擧げて見やう。

(A) 小作契約の期限

一、期限——一般に期限を定めず、不都合なき限り年々繼續小作せしむ。但小作證書を以て契約するものは、三年乃至五年位の期限を附せるもの多し。然しこれにて地主に於て入用の節は引戻し得る契約あるを普通とす。(桑園果樹園の如き永年圃は、十年十五年を普通とす)

二、解約——期限内に雖ども小作人に違反あり。又不都合あつた場合は解約するに勿論なり。地主が地所入用の爲め解約せんとする時は、作付前なればその儘、作付後ならば肥料代種子代手間賃の幾分を賠償して引戻すも、小作人よりの解約は何等の賠償を爲さず。

三、期限後の小作——期限前に双方より通告なければ、更に一期間繼續す。尙期限前満了に依る解約の通告は、期限前二ヶ月後次の作付の準備に差支なき範圍とす。

四、契約者の死亡——契約の當事者の一方が死亡の場合は相續人之を繼承す。證書あるものは名義の書換を爲す。

五、返付の方法——田畑も夏作收穫後に於て借用の儘にて返付する例多し。

(以上の次第であるが故に、我國の小作は随分長く繼續する、が、その繼續期間の如きは有つて無きが如く、又契約も臨時解約と云ふ事になつて、法律觀念は頗る疎漫である)

(B) 小作料

一、種類——田の小作料は全國を通じて殆んゞ總て米納とす。唯僅に粃を以て小作料を定むる例及二毛作田にして米の外裏作に對する小作料として裸麥又は大麥を徵する例あり。前者は山梨、長野二縣に於て廣く行はるゝ、及長崎縣南松浦郡竝熊本縣天草郡に於て普通の例たる外他地方に於ては其例稀なり。後者は徳島縣に於て比較的多く行はる。尙田に於ける金納小作の例は稀にあるのみ。

畑に於ける小作料の種類は全國を通じて云へば、米納最も多く、大豆、大豆及麥、金等を以て小作料とするものに次ぐ。而して畑の米納小作は、愛知、長野以西の諸府縣及、北陸諸縣に多く、大豆を以て小作料を定むる例は東北各縣に多く、金納小作の例は關東の諸

府縣及新開地たる北海道に多く、又大豆及大麥併納の例は關東地方中埼玉、群馬、茨城、栃木の諸縣に多し。其の他大麥裸麥粟を以て定むる例も少からず。又小麥、小豆、稗、蕎麥、甘藷等を以て定むる例僅にあり。又稀有の例として桑、生糸、蘿蔔、苧麻、紙、楮皮、三極皮、玉蜀黍、菜種、砂糖、綿等を以て定むる例及び勞役を以て小作料に代へる例あり。次に小作料は前記の如く、生産物を以て約せるも、地主小作人相互の都合上、時價に依り之を金に代へて小作料の支拂を爲すは各地其の事例に乏しからず。殊に養蠶地方、都會附近の地方に此の例多し。而して此の場合に於ける換價の相場は、普通市價より幾分高きを慣例とする地方少しとす。

二、小作料の額——小作料の額は、小作法の種類に依り、又地味の肥瘠耕作の便否等に依りても著しく相違あるは言を俟たず。然れども、今特種の事情あるものを除き、普通の場合に於ける全國平均の中等田畑一反歩の明治四十一年以降五ヶ年間平均實收小作料額を調査するに左の如し。

甲 田 地

- イ 一毛作田 米 八斗九升八合
- ロ 二毛作田 米 一石一斗五升六合

乙 畑 地

- イ 米ヲ以テ小作料ヲ定ムル例多キ二府二十七縣平均 米 五斗七升一合
- ロ 金ヲ以テ小作料ヲ定ムル例多キ一府十一縣平均 金 六圓五拾四錢參厘
- ハ 大豆ヲ以テ小作料ヲ定ムル例多キ十二縣平均 大豆 四斗五升三合
- ニ 裸麥ヲ以テ小作料ヲ定ムル例多キ四縣平均 裸麥 八斗〇三合

次に小作料額の實收高に對する割合に就ては、之を平均すれば五割五分に當れり。畑に於ては栽培する作物の種類に依り肥料、勞賃を要するこゝ著しく相違し、且つ收穫物と小作

料は同一種類のものたる場合多きを以て、全國を平均して顯すこと頗る困難なり。然れども、大體に於て普通作物を栽培する畑地の小作料は主要なる耕地たる田地の所得に標準を置きて決定せらる。

三、割増米——舊藩時代の遺制として、小作料の定額の外に「口米」「込み米」「サシ米」「法米」「入榊」「繼米」「廻シ米」又は「目打」「目コボレ米」「上リ米」「上ケ榊」等の名稱を以て、割増し米を徴收することあり。

此の慣行は、産米検査施行地にありては之を小作料額中に加へ、又は産米改良に對する獎勵の爲免除せる地方少しせざるも、現に尙各地に其の舊慣を存す。而して其名稱及割増米の額は、各地区々一つならざるも、其の特に廣く行なはるゝは四斗入一俵に付一升又は二升の「口米」又は「込米」を加ふる例及一俵に付三升位を加ふる例なり。尙此の割増米の額の特に多きは新瀉縣に行はるゝ「繼米」又は「繼榊」を稱するものにして、小作料定額（本米云ふ）に對し、一割より二割五分位に上れり。但し斯く多額の割増米を徴す

る場合は従て小作料の定額は普通より低しす。

四、小作料の輕減——小作料は豊作の場合に定額以上に増徴すること全くなきも、不作又は凶作の場合には、契約上輕減を約するに拘せざるに拘はらず、多少の輕減を爲すを普通す。尤も定免又は常免（岐阜縣にては定免掟、又は定年貢、兵庫縣但馬國に於ては請免小作、愛媛縣に於ては地嶽宛、福岡縣に於ては豊凶無し又は定得米等の名あり）を稱し、數年又は十數年の實收額を平均し、普通の小作料より幾分割引して小作料を定め、不作又は凶作の場合に於ても、決して輕減せざることを約せる例各地にあるも、其の行はるゝ範圍頗る狭きが如し。

不作又は凶作の場合の輕減歩合は、小作料額の比較的不廉なる地方と、廉なる地方とに依り、又小作人の多き地方と少き地方とに依り多少あるは勿論にして、或る地方に於ては平年作以上の年に於ても多少の輕減を爲す慣例なるに反し、ある地方に於ては甚しき凶作を除きては決して輕減せざる慣例あり。

輕減は主作物即ち、田に於ては夏作（米）又畑に於ても多くの場合夏作の作柄に依りて決するものにして、其の決定方法は、地主個々に決定するに寧ろ稀にして、概ね町村内又は部落内の主なる地主協議の上之を決定し、部分的に特種の事情あるものに限り、收穫前に小作人の請求に依り當該地の地主檢分の上之を決定するを普通とす。又年々町村内又は部落内の主なる地主立會ひ數ヶ所に坪入を行ひて、一般の輕減歩合を決定することも各地に幾分行はるゝが如し。

特に天然の被害甚しくして、輕減歩合が地主小作人間に協定を見難き場合に於ける最後の手段として、

甲 地主小作人立會の上收穫物（主に夏作）を分配するか

乙 收穫物（主に夏作）全部を地主に提供して小作料の支拂を免るゝか

の二方法あり。共に小作人の請求に依り地主之に同意したる場合に於て行はる。甲の場合に於ける分配の割合は、地主五分乃至八分、小作人二分乃至五分の間に於て地方毎に其の

慣行を異にせるも、就中地主七分小作人三分（普通の分配割合よりも地主取分多し）の例多し。乙の場合に於ても稗辭又は畦豆の如きは小作人に與ふるを普通とす。

五、小作料の免除——小作料免除の場合と同様、主作物即ち田に於ては米作、畑に於ても多くは夏作の收穫皆無又は殆んど皆無に歸したる場合に起る。但し二毛作田又は畑に於ては主作物の收穫皆無なる場合に於ても裏作の收穫に對し小作料の幾分（愛知縣に於ては夏作皆無なれば六分、冬作皆無なれば四分の免除を爲す例あり）又は其の土地に係る公租公課丈け位の小作料は徵收するを普通とす。而して殆んど皆無作と認むる限界は八分以上の損害あるときは皆無と見做す處あり。また平年作の二三分位なれば小作料を免除する處あり。

六、小作獎勵方法——小作人の勞を犒ふ爲、小作料完納の際又は別に日を定めて小作人に酒食又は單に辨當を饗する慣例は今日に於ても各府縣とも大地主の間には多少行はる。特に岩手、青森、高知、大分、熊本、宮崎、鹿児島諸縣に於て比較的廣く行はるゝが如し。但

し、此の爲に地主の要する手數及費用少からざる故か各地とも近來之に代へるに酒代、酒料、辨當代、中飯料、祝儀等の名を以て若干金を與ふることゝ改むるに至る傾向あり。尙産米検査實施と共に、新に獎勵米金を與ふることゝなれる地方に於ては之を廢せるものも少からず。

又品質優良俵裝完全なる小作米の納付を獎勵するために、等級を設けて相當の獎勵米金を與ふるは、從來より各地に其の例ありし所なるも、殊に近年産米検査行はるゝに至れる地方に於ては概ね地主協同して一定の方法に依り獎勵米金を與ふる慣例を生じたるが如し。

尙小作人獎勵の爲に地主個人にして、又は共同して小作米品評會を開き、品質優等なる者に金品を與ふる例、及小作料完納の際手拭、足袋、木綿反物、農具、福引券等を與ふる例各地に行はる。又栃木宮城二縣の一部には小作料完納の際鹽魚を與ふる例あり。

(C) 小作料の納入

一、納期——納期は小作料の種類に依りて異れり。概して云へば米納は十二月末日限(往々

翌年一月末日限又は舊十二月の節季を限とせる例あり)金納は十二月末日限又は六月か七月末(往々舊盆前)と十二月末との二期、大豆納は八月末か九月末日限、又麥納は六月末より七月末日を限りこせる例多し。

二、納入の場所——小作料納入の場所は地主の住宅又は倉庫、又は地主が、小作管理を委託しある支配人の住宅を普通とするも、稀には地主小作人宅に就きて受取る例あり。此の例は京都、兵庫、埼玉、千葉、静岡、山梨、滋賀、岐阜、長野、岩手、鳥取、島根、和歌山、徳島、香川、愛媛、宮崎各府縣の一部にあるも、就中山梨、長野二縣の扱を小作料とする地方、及香川縣小豆郡の麥を小作料とせる地方に多し。

又部落内の地主共同して昔時の郷倉等に於て小作料を徴收する例は、京都、大阪、新潟、奈良、愛知、静岡、滋賀、岐阜、富山、島根等諸府縣の一部に行はる。又岡山、香川等に於ては米の集合検査場に於て地主小作人間に受授する例あり。

三、納入運賃——小作料納入の場所迄は小作人に於て運搬するを普通とするも、運搬すべき

地主の住宅又は倉庫が他町村なるか、又は遠方なる時は運賃の幾分又は全部を地主に於て負擔し、又は手當として相當の米金又は酒飯を小作人に給與するを普通とす。

四、小作米検査——

(イ) 品質の制限。小作料として支拂はるゝ米の品質は、一般に粳、粃等の雜物を混ぜず、乾燥充分なるものたるを要す。實際に於ては其の年並普通以下の粗悪米ならざる限りは、地主に於て拒絶し得ざるを慣例とするが如し。尤も米の生産検査施行地に於て合格米に限れる場合又は輸出米検査施行地に於て検査何等合格以上云ふが如き制限を附せる場合には、相當の奨励米又は手當米を給與するを通例とせり。尙例外としては大粒種に限り又は劣等の品種を小作料とするを得ざる等の慣行を存する地方も無きにあらず。次に麥、大豆、粟等を小作料とする場合に於ても夾雜物を混ぜず、相當乾燥せるものなれば可なりとし、特に嚴重なる制限なきが如し。只重量取引の慣行ある地方に於ては品質不良のものは定れる容量を超過することあり。

(ロ) 俵装の制限。産米検査の行はるゝ地方に於て、其の合格米を小作料とするものは、俵装に一定の制限を受くるも、然らざる地方に在りては舊來の慣行に依り俵装を行ひ、特に嚴重なる制限なきが如く、又稀には容量本位にて別に俵装せざる例もあり、又一俵の重量に重きを置く地方にありて、風袋たる俵の重量に制限を附せる例あり。例へば群馬縣に於ては米麥俵は一貫五百匁、大豆俵は一貫匁に制限する地方があるが如し。

(D) 小作料滞納

小作料の怠納處分は藩政時代には各藩とも嚴重なる處分法の慣例ありしも、現今に於ては之等の慣行は概ね失はれたるが如し。今全國を通じて行はるゝ小作料怠納處分の慣行を記せば次の如し。

一、數回の督促を加ふるも完納せざるものには、翌年麥又は藪の收穫ある時期迄猶豫し、其れにても完納するに至らざれば、翌年米收穫の際に於て取立を延滞小作料に對しては月一分乃至一分五厘の利子を附し、且つ年柄に依る免引を與へず。

二、小作料を悉皆滞納し、又は數年間未納を續くるときは、督促して出來得る丈け取立て後作付の儘小作地を引上げ新小作人を求めて之に残餘の淹滞小作料を一時又は年賦償還にて支拂はしむ、若し保證人ある場合は保證人に掛り不得止場合に於て地主の損失とす。

三、小作料の延滞嵩むときは、之を金に換へ貸金證書に改めしむ。

四、村内の地主共同して小作料意納者の氏名を相互に通知し、爾後其の村内に於て小作を許さざる處分法を採る例あり。

(E) 小作地の制限

一、小作地轉貸——永小作地に於ては小作人任意に轉貸するこゝを得るも、普通の小作地に於ては地主の許可を得ざれば小作地の轉貸を爲すを得ざるを一般の慣例とす。但し小作料の滞納無き限りは地主に於て轉貸を默認する例も少からず。又絶対に轉貸を禁ずる例もあり、尙地主より數町或は數十町を一纏に借地し、之を更に小作人に貸し付け、段に五升より一斗、多きは二三斗の中間利得を收むる仲小作なる方法は、新潟縣蒲原各郡及大分縣大

分郡等にあり

二、小作株の賣買——小作權は價值を有し小作株として賣買せらるゝは、永小作地に於ては普通に行はるゝも、一般小作地に於ては、比較的利益多き土地又は、小作地の少き地方等に限り行はるゝが如し。而して此の賣買は、地主の許可を経て買主たる新小作人へ轉貸する形式にて行はるゝものとす。地方に依りては絶対に之を禁ずる例もなきにあらざるも、小作人間に窃に之を行ひて地主の承諾を求め、地主に於ては小作料の不納無き限り之を許すを一般の慣例とするが如し。小作株の價格は其の土地の小作料の廉否に關するこゝ勿論とす。

三、作用上の制限——地盤に變更を加ふること及地目變換の如きは地主の許諾あるに非ざれば之を行ふを得ず。又桑、果樹等の如き永年生作物の植付は豫め地主の承諾を経て後に行ふは、各地を通じて一般の慣例とす。又多量の石灰の使用を禁止する慣例は各地にあり。

四、地荒に對する制限——耕耘肥培を怠り小作地を荒し、又は作付を爲さざるときは注意を

與へ、改めざる場合には、小作契約を解除して返地を命ず。尙小作契約に於て往々小作地を惡變せしめたる場合には、相當賠償するこゝを約せるものあり。

(F) 小作地の負擔

一、諸税以外の負擔——小作地に掛る諸税及水利費協議費等の諸掛りは地主に於て負擔するを普通とするも、之等の全部又は一部を小作人に於て負擔する慣例ある地方も少からず。特に堰番、水番、水引賃、溝浚等に關する勞費は小作人に於て負擔する例は各府縣共に之あり。

二、土地改良の經費——之に關する全國普通の慣行は下の如し。

(一) 用惡水路、堤防、樋管、野通道、橋、井堰及用水井戸等の修繕及直接小作地に係る大工事大修繕の經費は、一切地主に於て負擔す、但し小作人は手傳として勞役に服するを要し、勞賃としては普通より幾分低き賃錢又は手當として一日一升乃至二升位の米を受くるか、又は單に食事を饗せらるゝに止まる。(二) 前記諸工事に於て小作人の手に

て爲し得る小工事小修繕なる場合は、之に要する材料のみ地主支給し、小作人勞役に服し、其の勞賃としては右同様に普通より幾分低き賃錢、又は手當として一升乃至二升位の米を受くるか、又は單に食事を饗せらるゝか、又は無報酬とす(静岡、山梨、廣島、福岡等に於ては此の場合三日以下の勞役は小作人無報酬にて爲す慣行ある地方あり)

(三) 地主の勞費を以て土地の大工事大修繕を行ひ、其の利用程度進めば相當小作料を引上ぐ。(四) 永小作地に於ては前記の勞費は全部小作人の負擔とするを寧ろ普通とす。

以上の事實に於て、(A) 小作料が、原則として米納と云ふ事になつて居る事は、依然として原始的なる俵を止めて居る理由であり、(B) 小作料の高は、比較的高率であるが、これは從來農村に於ける人口多きに過ぎ、小作地に對する需要が、供給に比較して過剩勝だつた事情に、例の封建の餘習に依る地主の地位と勢力との優越の爲めに、小作料は高率にあるのを餘儀なくせられたのであらう。

之を要するに我國に於ける小作制は、述上の如く頗る實狀が複雑で、多種多様、殆んど舊

新相混淆と云ふ形である。従つて利害關係の及ぶ處又複雑を極め、之を統一し、之を整理する事は決して容易の業でないことを忘れてはならぬ。

六、最近の小作爭議

私が只今まで長々しく述べ來た處の如く、政治的にまた經濟的にまた社會的に、走馬燈の如くに廻り又變る世相を、たゞ黙々として看流しながら、惠まれざる生活、頭のあがらぬ境遇に、何の不平も云ふ事なしに、平穩に無事に無智に従順に送つて來た我國の農民は、大正七八年の頃を劃して、俄然として動き出した。

農村問題は、必ずしも今にはじまつたのではない。農産物の増加、農業金融の問題、誅求に對する反抗等、即經營上の問題や、一時期一部分の問題は、江戸時代より引續いて惹起されて居たが、新に起つた小作問題は、斯る一部分のまた、單一なる問題ではない。前にも述べたるが如く、經濟階級に對する農民の社會的反抗運動であるが故に、二千年の勞農史上に

於て、未だ一度も之を経験したる事なき重大問題である。

その原因が何であるか云ふ事は既に述べた。而して我國の社會制度、經濟制度が悉く近代的に改造せられつゝあるにも拘はらず、我が農村の状態、殊にその中心である處の小作制度が、依然として自然經濟的で、傳統的の勞資協調の精神によつて仕組れてあるのが、遂にこの爭議を惹起するものである事も述べた。而して更にこれが改造、又は解決方法として、諸種の改革論の唱導せられて居る事も説いたが故に、こゝに更に之を繰り返す無駄を省いて、私は、日本勞農二千年史の最後の節として、最近の小作爭議の顛末を述べて、この稿を終る事とする。

抑も小作爭議は、江戸時代明治時代に於ても往々にしてそれと思はるゝものがあつた。こゝに云ふのは天災蟲害による不作の場合、又は過重な小作料の負擔を軽減せんとする目的の下に地主と小作人との間に交渉のあつた事である。然しそれは多くの場合、所謂哀訴歎願で、衆を頼んでおしかけるなきは絶対に禁物とせられたものであるが故に、絶へて之が全國的な

る様な事はなかつた。

然るに大正六年、歐洲大戰の影響によつて、我國の經濟界が俄然として昂進し、物價の騰貴、國民生活の向上等、著しい經濟的變革が齎らされるに、小作爭議も俄かに全國的になつた。(小作爭議の端をひいたのは岐阜縣である)

かくしてその増加の勢は左の如く、殆んど奔馬の如き速度を以て、開展して行つた。

大正六年	八五	(農務省調査)
大正七年	二五六	(同)
大正八年	三二六	(同)
大正九年	四〇八	(内務省調査)
大正十年	一二五五	(同)
大正十一年	一三九八	(同)

次に爭議の原因によつて、之を區別をすれば左の如し。(内務省調査)

	大正十年	大正十一年
小作料値上	二九	二六
風水害其他	九三七	四二〇
小作料高率	六八	三一一
時代思潮模倣	四四	一九五
耕地整理による減收	二二	四
物價騰貴	一五	五一
米價暴落	五八	一四一
其他	八五	二五〇

而して大正十一年に於ける爭議の耕地面積は田六萬百五十七町歩、畑一萬四千六十町歩、參加人員は地主二萬四千九百七十四人、小作人十萬八千三百四十七人に達したが、結果は左の通りになつて居る。

妥協	七七二	要求貫徹	八二一
要求拒絶	一六	要求撤回	三三五
耕地返還	一六	自然消滅	一五
未解決	四六一		

四八八

即ち争議の原因によつて見れば、必ずしも凶作や控米の軽減ではなく、小作人生活の窮迫を分配の不公平とを根據とするにある事が明瞭である。

かくの如く小作争議の勢、奔馬の如きものがあるに伴れて、この運動をたすける爲めの小作組合なるものも續々として産れて來た。尤もこの小作組合は、今にはじまつたのではなく明治八年に岐阜縣斐郡養基村沓井に創立された小作組合を嚆矢とし、翌九年に高知縣に永小作擁護の目的を以て創立せられた田制會が、その開山となつて居る。下つて岐阜縣に於ては明治二十年より二十六年までの間に於て、兒島郡中村に於て四個の小作同盟會が出來、全國中に於て最も小作組合の發達した處となつて居る。

註、岐阜縣がかく小作争議の開山となつたのは、同縣に於ける小作料は全國一であるからである。今左に參考までに農商務省の調査による各縣の小作料を擧げて置かう。

(高) 岐阜	〇、五九〇	長野	〇、五七〇
(低) 愛知	〇、五二三	滋賀	〇、五一九
全國平均	〇、五六六		

小作組合も、大正六七年までのものは、一般に農事改良を目的とする協調的のものが多く地主に對抗する意味のものではなかつたが、現在に於ては、全然小作争議に對するもののみなつて了つた。今農商務省の調査による、小作組合の發展を示せば左の如し。

明治八年——二十九年	九	大正元年——五年	三七
同 三十年——三十九年	二二	同 六年——九年	一五二
同 四十年——四十四年	一九		

而して大正十一年一月卅日現在の組合數は六百七十九、組合員數十萬七千二百八十二名とな

つて居る。

この小作組合の發達は、當然の事としてその中央團體の組織が出来なければならぬ。即ちその使命を帯びて創立されたのが、大正十二年二月東京に發會式を舉げた日本農民聯盟であり、同四月神戸に成立した日本農民組合である。

私は以上に於て、小作問題の今日に至るまでの概況を述べ得た積りである。而して今やその問題の發展は、年毎に顯著ならんことをしつゝある。而して地主對小作人の争ひは、全國に擴大して、益々まる處を知らざるの状況にある。

私は決してこの争議の頻出を喜ぶものではないが、これを以て決して不自然なものとは思はない。之を封建主義者や、今日まで一種の社會階級によつて、優越の地位にあるが如くに信じて來た人々の目から見れば、頗る不都合なる状態を云ふかも知れぬが、然しそれは極めて必然的な、自然的な當然なる運動であつて、この問題の適當なる解決によつて、日本の農民の立場は、二千年の屈從から眞に解放され、同時に我國の農業が、商工業に壓せられて産

業としての價値を減じつゝあつたのが、再び盛り返すであらうを信ずるのである。

註、大正十年末、農商務省の調査によれば、我農家の戸數類別は左の如し。

農家全戸數

五百四十五萬五千六百八十一戸

内

自作農

百五十五萬四千六百六十七戸

小作農

百六十六萬九千〇九十戸

自作兼
小作農

二百二十三萬千九百二十四戸

尙明治初年の調査によれば、自作小作約五分五分であつたと云ふ事である。

七、結 論

かくて最後に於て、私が、一言述べんことを欲するのは、我國の農業の本質である。

元來農業は、頗る自然經濟的、原始的なる性質を有するものであつて、その強味は明確にその經營上の收支が、計算的に算定し得可からざる事である、従つて之を營む者はやゝ損得の打算を云ふ事から離れて、寧ろその業を樂しむことを云ふ事に重きを置いて當つてこそ、よく農業は榮え得可く、商工業の如く純企業化されて、純營利的業務になればなるほど、人々を資本とに嫌はれ、見捨てらるゝに至るを避け難いのである。

これを實例に徴しても英國の如き、その農業は、曾ては世界第一を以て稱せられたるに拘はらず、過去一世紀足らずの間に於て、驚く可き衰頽を見たる所以のものは、要するにこの營利的企業主義の大勃興と大發展とに歸因するものと稱せらるゝ。(河田博士「農業労働と小

作 制

我國の農業の如きは、縷説せる如く特に原始的の佛を止め、農業にふさはしい面白味を、最も多分に存して居る。従つて今や農業の企業化せんことを傾向に對しては、我々は大に考へなければならぬ筈と思ふ。

この點は農民運動の興起に當面して、頗る重大なる問題であつて、その運動の激する處、餘りに極端にわたり、恰かも商工業に於ける労働運動の如くに、之を取扱ふに至らんことを事は、大に寒心す可きではあるまいか。

我が二千年の勞農史をくりかへして、私は、我農民の間に流るゝ精神のそれを發見する事が出来る。而して彼等の久しい隱忍が、實に國民精神の基調となつた事をよく會得する事が出来る。

時は今や政治的に、また國家的にこれを見て日本人の輕舉を許さぬ秋となつた。日本の周圍は閉され、日本人の生活は、獨り農村のみならず、總ての階級を通じて、窮迫の極に達し

つゝある。而してそれは、一面世界的である處の資本主義文明の凋落を物語るものである。私がこの稿を記した所以は、要するに我大多數の農民諸君が、これ等重大なる時期に際會して、その適當なる處置をこらんと欲するに些かの資を提供せんと欲するにある。(完)

大正十三年十月二十二日
大正十三年十月三十日

印刷
發行

日本勞農二千年史

定價金貳圓八拾錢

不許

著者

河瀬蘇北

發行者

京都市北野白梅町三十二番地
後藤亮一

複製

印刷者

京都市四條通御旅町末廣小路
長谷川長太郎

發兌

表現社

京都市神田區錦町一ノ一九振替東京六四二〇九番

京都市一條通衣笠園振替大阪二一五五七番

理想社印刷部

528
106

終

